

# 個人情報保護事務の手引き

令和3年3月

 沖縄県総務部総務私学課



# 総目次

I	沖縄県個人情報保護条例の解釈運用基準（令和3年3月23日改正）	1
II	沖縄県個人情報保護事務取扱要綱（令和3年3月23日改正）	143
III	条例、規則等	
1	沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）	197
2	沖縄県個人情報保護条例施行規則（平成17年沖縄県規則第21号）	215
3	知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）	216
4	沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人 （令和元年沖縄県告示第246号）	249
5	個人情報保護規程準則	250
6	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報 （令和元年沖縄県告示第266号）	261
7	沖縄県個人情報保護審査会規則（平成17年沖縄県規則第22号）	263
8	沖縄県個人情報保護審査会運営要領	265
9	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県規則第88号）	266
10	事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（平成19年7月20日公告）	267
11	沖縄県行政情報センター等設置運営規程（平成2年沖縄県告示第358号）	270
IV	資料	
1	沖縄県個人情報取扱事務委託等基準の周知について（平成20年2月13日 総総第3507号）	273
2	保有個人情報開示請求に係る事務処理の流れ（本庁）	277
3	保有個人情報開示請求に係る事務処理の流れ（出先機関）	278
4	審査請求に係る事務処理の流れ	279
5	様式の記載例	280
6	本人確認書類一覧	298



# 沖縄県個人情報保護条例の解釈運用基準

(知事部局の各所属長あて 総務部長通知)

(平成17年7月21日制定)

(平成20年2月21日改正)

(平成30年2月27日改正)

(令和2年3月12日改正)

(令和2年8月3日改正)

(令和3年3月23日改正)

## 目 次

前文	3
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第1項 個人情報	6
第2項 要配慮個人情報	7
第3項 保有個人情報	10
第4項 特定個人情報	11
第5項 保有特定個人情報	11
第6項 情報提供等記録	11
第7項 実施機関	11
第8項 事業者	12
第9項 本人	12
第3条 実施機関の責務	13
第4条 事業者の責務	14
第5条 県民の責務	16
<b>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</b>	
第6条 登録簿の作成及び閲覧	17
第7条 収集の制限	21
第8条 利用及び提供の制限	26
第8条の2 保有特定個人情報の利用及び提供の制限	30
第9条 通信回線を用いた保有個人情報の提供の制限	32
第10条 保有個人情報の適切な管理	35
第11条 委託等に関する措置	37
第12条 従事者の義務	39
<b>第3章 開示、訂正及び利用停止</b>	
<b>第1節 開示</b>	
第13条 開示請求権	41
第14条 開示請求の手續	43
第15条 保有個人情報の開示義務	47
(1) 法令秘情報	48
(2) 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	49
(3) 開示請求者以外の個人に関する情報	50
(4) 法人等に関する情報	53
(5) 公共の安全等に関する情報	55
(6) 評価等に関する情報	56
(7) 審議、検討等に関する情報	57
(8) 事務又は事業に関する情報	59
(9) 本人の利益と相反する情報	62
第16条 部分開示	63
第17条 裁量的開示	65
第18条 保有個人情報の存否に関する情報	66
第19条 開示請求に対する措置	67
第20条 開示決定等の期限	69
第21条 開示決定等の期限の特例	71
第22条 理由付記	73
第23条 事案の移送	74

第24条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	76
第25条	開示の実施及び方法	79
第26条	開示請求及び開示の特例	81
第27条	他の法令等による開示の実施との調整	83
第28条	費用負担	85
<b>第2節 訂正</b>		
第29条	訂正請求権	87
第30条	訂正請求の手續	89
第31条	保有個人情報の訂正義務	91
第32条	訂正請求に対する措置	92
第33条	訂正決定等の期限	93
第34条	訂正決定等の期限の特例	94
第35条	事案の移送	95
第36条	保有個人情報の提供先への通知	96
<b>第3節 利用停止</b>		
第37条	利用停止請求権	97
第37条の2	保有特定個人情報の利用停止請求権	99
第38条	利用停止請求の手續	101
第39条	保有個人情報の利用停止義務	103
第40条	利用停止請求に対する措置	104
第41条	利用停止決定等の期限	105
第42条	利用停止決定等の期限の特例	106
<b>第4節 審査請求</b>		
第42条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	107
第43条	審理員による審理手續に関する規定の適用除外	108
第44条	審査会への諮問	109
第45条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續	113
第46条	答申の尊重	115
<b>第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護</b>		
第47条	指導及び助言	116
第48条	指針の作成及び公表	117
第49条	苦情相談の処理	118
<b>第5章 沖縄県個人情報保護審査会</b>		
第50条	設置及び組織	119
第51条	審査会の調査権限	120
第52条	意見の陳述	122
第53条	意見書等の提出	123
第54条	提出資料の写しの送付等	124
第55条	調査審議手續の非公開	126
第56条	答申書の送付等	127
第57条	規則への委任	128
<b>第6章 雑則</b>		
第58条	適用除外	129
第59条	苦情の処理	131
第60条	国及び他の地方公共団体との協力	132
第61条	運用状況の公表	133
第62条	委任	134
<b>第7章 罰則</b>		
第63条		135
第64条		137
第65条		139
第66条		141
第67条		142

## 前 文

個人情報、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念に基づき、最大限に保護されるべきものである。

情報処理及び通信技術の進歩を背景とした高度情報通信社会の進展は、医療、交通、環境、防災等における社会問題の解決に貢献し、また消費生活における各種サービスの提供を可能にするなど、県民生活に便利と豊かさをもたらしている。

しかし一方では、個人情報が、広範に収集、蓄積、利用されることに伴って、自己に関する情報がどのように取り扱われているかを充分に知りたいという県民の要請が高まっており、これに対する積極的な対策が必要となっている。

このような認識の下に、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報について、個人が自らコントロールする権利を実効的に保障し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るため、この条例を制定する。

### 【趣旨】

平成6年に沖縄県個人情報保護条例（平成6年沖縄県条例第33号。以下「旧条例」という。）を制定するに当たっての基本的認識と理念を宣言した前文は、旧条例制定後10年余を経過した現在においてもその意義を失っていないことから、これを引き継いだものである。

この前文は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。）が、憲法が保障する「基本的人権の保障」、「個人の尊重」を基本理念とし、高度情報通信社会における個人の「自己情報コントロール権」を制度的に保障することにより、個人の権利利益の保護を図るものであることを明らかにしている。

### 【解釈】

#### 1 関係法令との表記統一

旧条例の「高度情報化社会」、「個人に関する情報」については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等関係法令において使用されている「高度情報通信社会」及び「個人情報」に表記を改めた。

#### 2 「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る」

「個人情報の有用性」とは、行政活動における利活用による公益や事業者の事業活動における利活用に伴うもののほか、当該個人情報の本人にとっての有用性も含まれる。

「個人の権利利益」とは、人格的な権利利益と財産的な権利利益の双方を含む。

「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る」とは、個人の権利利益の保護のみを唯一絶対の目的とするのではなく、個人情報の有用性も斟酌（しんしゃく）することを意味しているが、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることも表している。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

**第1条** この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### 【趣旨】

本条は、この条例の制定目的を明らかにしたものである。条例の解釈に当たっては、常に本条の主旨を基本とし、「個人の権利利益を保護する」という条例の目的に照らして適切に運用しなければならない。

#### 【解釈】

##### 1 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める」

個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止する観点から、実施機関及び事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることをいう。

具体的には、第1章の第3条で実施機関の責務を、第4条で事業者の責務を規定するほか、第2章において実施機関が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定め、第4章において事業者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めている。

##### 2 「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにする」

実施機関が保有する個人情報について、情報主体である個人に対して、自己の個人情報の開示を請求する権利、開示を受けた自己の個人情報が事実に関して誤りがあると認める場合にその訂正を請求する権利並びに開示を受けた自己の個人情報が条例第7条に規定する収集の制限に違反して収集されたと認められる場合及び条例第8条の利用及び提供の制限に違反して利用又は提供されていると認められる場合に、その利用停止を請求する権利を認めることを明示したものである。

##### 3 「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」

「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、条例の目的は、「個人の権利利益を保護すること」にあるが、個人情報の有用性に配慮しつつ適正な行政運営に努める必要があることから、「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」という視点を明らかにしたものである。

ただし、「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」と「個人の権利利益を保護すること」は同等ではなく、条例の主たる目的は、個人の権利利益の保護にあることを留意すべきである。



## 第2条 定義

**第2条** この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第54条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則又は規程（以下「実施機関の規則等」という。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
  - 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
  - 4 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - 5 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
  - 6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
  - 7 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。
  - 8 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
  - 9 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### 【趣旨】

本条は、基本的な用語である「個人情報」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」、「事業者」及び個人情報についての「本人」の定義を定めるとともに、本条例の適用対象となる「実施機関」の範囲を明らかにするものである。

## 【解釈】

### 1 「個人情報」(第1項)

#### (1) 「個人に関する情報」

個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

(参考1) 個人に関する情報の具体例

- ・ 基本的事項 氏名、性別、生年月日・年齢、続柄、住所・居所、電話番号、本籍・国籍
- ・ 心身の状況 健康状況、病歴、身体的特性・能力
- ・ 家庭生活 家庭状況、婚姻歴、親族関係
- ・ 社会経済活動 職業・職歴、学歴、資格・賞罰、財産、所得、金融取引関係
- ・ 内心の状況 思想、信教、信条、趣味・嗜好

(参考2) 死者に関する情報について

本条例は、個人情報の取扱いに関連する本人の権利利益を保護することを目的としている。本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、本条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。

ただし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合(例えば、交通事故による死亡に伴い遺族が損害賠償請求権を相続する場合、死者のカルテ等の個人情報は同時に相続人である遺族の情報でもある。)には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる。

なお、死者に関する情報が本条例の対象外であっても、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正な管理が必要である。

(参考3) 外国人に関する情報について

実施機関においては、行政活動に伴い、日本国民に関する情報のみならず、外国人に関する情報も保有することがある。本条例では、個人情報である限り、外国人に関する情報も保護の対象となる。

#### (2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(中略)により特定の個人を識別することができる」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述をいい、文書、図画若しくは電磁的記録に記載された映像や音声その他一切の事項についても、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

#### (3) 「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第54条第1項及び第2項を除き、以下同じ。)」

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録全般をいい、電子計算機(コンピュータ)による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、磁気テープ(録音テープ、ビデオテープ等)、

磁気ディスク（ハードディスク等）、光ディスク（CD-R等）、光磁気ディスク（MD等）、フラッシュメモリ（USB等）に記録されたものも含まれる。

これは、記録媒体によって、開示の対象になるか否かが左右されるのは好ましくないため、範囲を広く取っている。

「第54条第1項及び第2項を除き」とは、第54条第1項及び第2項に規定する沖縄県個人情報保護審査会から他の審査請求人等へ送付することになっている資料は、電磁的記録に記録された事項を記載した書面となっており、電磁的記録そのものは対象とならないため、ここで規定されている電磁的記録の適用から除いている。

#### (4) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

本条例の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をしなければ、入手し得ないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点から、実施機関は、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが適当である。

なお、旧条例では「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を個人情報の定義から除外していたが、本条例では除外していない。これは、個人情報保護法における個人情報の定義（第2条第1項）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定と整合を図ったものである。

#### (5) 「個人識別符号」（第1項第1号、第2号）

行政機関個人情報保護法は、情報単体で、その情報が有する意味内容から特定の個人を識別することができるものについては、これを個人識別符号（同法第2条第3項）として、具体的内容を政令で定めている。

個人識別符号は、情報単体による特定の個人の識別が識別性の判断基準とされていることから、他の情報との照合による識別を含むとしている本項第1号から除き、第2号として個別に規定している。

##### 【政令で定められた個人識別符号】

ア DNA、顔、虹彩（黒目の模様）、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号

イ 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、マイナンバー、各種保険証の番号

## 2 「要配慮個人情報」（第2項）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に倣い、次の(1)～(7)までの記述等が含まれる個人情報をいう。

### (1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」

という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん

に罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則又は規程（以下「実施機関の規則等」という。）で定める記述等が含まれる個人情報

実施機関の規則等で定める記述等とは、次のアからオまでに掲げる情報をいう（実施機関の規則等については、条例第62条【運用】参照）。

ア 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。

(ア) 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

(イ) 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

(ウ) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- (エ) 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）
- イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康検査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。
- 具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。
- なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。
- ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。
- 指導が行われた具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導を受けたという事実も該当する。
- 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の心身の状況、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば、診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。
- 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状況、病状、治療状況等について、薬剤

師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、調剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

オ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

### 3 「保有個人情報」（第3項）

本条例の実施機関における個人情報の取扱いに関する規定の対象となる個人情報であり、自己情報の開示、訂正、利用停止の請求の対象となる個人情報を「保有個人情報」としている。保有個人情報の要件は、基本的に沖縄県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）における公文書の定義（第2条第2項）と整合を図っている。

(1) 「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」

「実施機関の職員」とは、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問わない。また、実施機関の附属機関等の委員を含む。

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として業務上必要な情報として利用又は保存されている状態のものを意味する。

「実施機関が保有しているもの」とは、当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。）をいい、情報公開条例における公文書の保有の概念と同様である。したがって、当該個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は該当するが、一時的に個人情報を借用している場合や預かっている場合、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は該当しない。

(2) 「公文書に記録されているものに限る」

情報公開条例との整合性を確保する観点から、保有個人情報は公文書に記録されているものに限定している。保有個人情報が記録されている媒体についても、情報公開条例の公文書の規定（文書、図画及び電磁的記録）と同様である。

また、情報公開条例は、第2条第2項第1号及び第2号において、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」、「沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」を公文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しない。

#### 4 「特定個人情報」(第4項)

本項は、個人情報のうち、個人番号をその内容に含む「特定個人情報」について定義したものである。

特定個人情報については番号法の定義を引用しており、利用・提供等の様々な場面で、一般の個人情報とは大きく取扱いが異なることとなる。

「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条、第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。【番号法第2条第8項】

##### (1) 「特定個人情報」

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。【番号法第2条第8項】

##### (2) 「個人番号」

番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。【番号法第2条第5項】

#### 5 「保有特定個人情報」(第5項)

本条例の実施機関における特定個人情報の取扱いに関する規定の対象となる個人情報を「保有特定個人情報」としている。保有特定個人情報の要件は、保有個人情報(本条第3項)と同様に情報公開条例における公文書の定義と整合を図っている。

「実施機関の職員」、「職務上作成し、又は取得した」等については、本条の【解釈】3を参照

保有特定個人情報とそれ以外の保有個人情報とは、利用及び提供の制限や自己情報の開示請求等における任意代理人の可否などの面で取扱いが大きく異なることから、注意が必要である。

#### 6 「情報提供等記録」(第6項)

マイナンバーに係る事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報が情報連携される際に記録される情報照会者及び情報提供者の名称、日時、特定個人情報の項目等についての記録(アクセスログ)を言い、個人番号を含んでいることから特定個人情報となる。

#### 7 「実施機関」(第7項)

本項は、本条例の適用対象となる「実施機関」の範囲を明らかにしたものである。

「実施機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)、警察法(昭和29年法律第162号)、

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方独立行政法人法により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、実施機関の組織規則等により定められている本庁の各課等及び出先機関等の全体を含む意味で用いている。

なお、地方独立行政法人は、県とは別の法人格を有する法人であるが、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であり、県と同様にその保有する個人情報の保護を確実にするために本条例の実施機関としたものである。

一方、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき設置された共済組合や一定の設立目的をもって寄附行為や定款等に基づき設置された団体は、県とは別の法人格を有するものであり、実施機関の範囲には含まれない。（地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会等）

## 8 「事業者」（第8項）

本項は、この条例の対象となる「事業者」を定義するものである。

「法人」とは、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、本条で法人から除外された独立行政法人等以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、外国法人その他法人格を有する団体をいう。

「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等、法人格はないが、代表者、規約等が定められているものをいう。

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その保有する個人情報の保護について自らの権限と責任において施策を講ずるよう努めるべきであることなどから、本項の事業者から除外している。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

本条例で規定する「事業者」は、個人情報を取り扱う法人等又は事業を営む個人となっており、個人情報保護法第2条第5項で規定する「個人情報取扱事業者」（個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。）を事業の用に供している者。）よりも広く捉えている。

## 9 「本人」（第9項）

「本人」とは、本条第1項において定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人をいう。

### （参考）【番号法と個人情報保護条例との関係】

特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用されるが、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については条例の規定が適用される。



### 第3条 実施機関の責務

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報保護に関し必要な施策を講じなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関が個人の権利利益の保護を常に認識し、そのために必要な施策を講ずべき一般的な責務を定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 実施機関の責務

実施機関は、この条例に定める具体的な措置をとるだけでなく、この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずる義務を負うものである。

##### 2 「必要な施策」

この条例に具体的に定める保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直し・改善のほか、職員の研修、県民及び事業者に対する普及・啓発等個人情報保護に関し必要な全ての施策をいう。

## 第4条 事業者の責務

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

2 県が出資その他財政上の援助を行う法人であつて、実施機関が定めるものは、前項に規定するもののほか、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、必要な措置を講じて、個人情報の保護に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が、その事業活動を行うに際し個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を自主的に講ずべき責務を有する旨を定めたものである。

事業者については、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者に該当しない事業者を対象とするが、知事は、個人情報取扱事業者を含む全ての事業者に対し指導助言等を行うことができる（条例第47条参照）。

### 【解釈】

#### 1 「事業者」

条例第2条第8項の定義による。

#### 2 「個人情報を取り扱うとき」

事業者が、事業を行うに当たり、個人情報の収集、利用又は提供の全部若しくは一部の行為を行うことをいう。

#### 3 「必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努め」

事業者は、個人情報の収集、管理、利用等についての基準を定めるとともに、個人に自己に関する情報の存否及び内容等を知るための機会を提供するなど、個人情報の保護措置を講ずべき努力義務を有することを明らかにしたものである。

事業者が具体的な保護措置を講ずるに当たっては、条例第48条（指針の作成及び公表）の規定により、知事が作成し、公表する「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（平成19年7月20日公告）や個人情報保護委員会及び各省庁から示されるガイドラインがよりどころとなる。

なお、個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者については、同法の義務規定及び個人情報保護委員会及び各省庁から示されるガイドラインが優先される。

#### （参考）

- ・ 金融関連分野ガイドライン（金融庁）
- ・ 医療関連分野ガイダンス（厚生労働省）
- ・ 電気通信事業分野ガイドライン（総務省）
- ・ 放送分野ガイドライン（総務省）
- ・ 郵便事業分野ガイドライン（総務省）
- ・ 信書便事業分野ガイドライン（総務省）
- ・ 個人遺伝情報ガイドライン（経済産業省）

4 「県が出資その他財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるもの」

事業内容が県行政と密接な関連を有していること、県行政の補完的・代行的機能を果たしていることなど、実施機関に準ずる公共性・公益性が認められる法人で、実施機関が指定するものをいう。

(参考)

沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人（令和元年6月18日沖縄県告示第246号）

5 「留意しつつ」

実施機関の施策に倣い、あるいは参考とすることをいう。

## 第5条 県民の責務

**第5条** 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、県民は個人情報の保護の重要性について認識し、一人ひとりが自己又は他人の個人情報の保護に努める責務を有することを明らかにしたものである。

### 【解釈】

#### 1 「自ら自己の個人情報の保護に努める」

県民が自己に関する個人情報の不用意な取扱いから権利利益を侵害される危険を自ら招くことのないよう、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるべきこという。

#### 2 「他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努め」

県民は、他人の個人情報を不注意に取り扱うことによって、他人の権利利益を侵害することのないよう、他人の個人情報の適正な取扱いに努めるべきことをいう。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第6条 登録簿の作成及び閲覧

- 第6条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 個人情報の処理形態
  - (8) 個人情報の主な収集先
  - (9) 個人情報の主な提供先
  - (10) その他実施機関の規則等で定める事項
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
  - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、個人情報取扱事務について、第2項各号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又は登録簿を作成しないことができる。
- 5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、その名称及び概要、目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、主な収集先、主な提供先等を一般に明らかにすることによって、県民等が実施機関における個人情報の取扱い状況を確認するとともに、自己の個人情報の開示請求等が円滑に行えるようにするため、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第1項）

登録簿を作成、閲覧する趣旨は、実施機関が保有する個人情報について、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、実施機関における利用目的ごとの保有個人情報

の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためである。

## 2 個人情報取扱事務登録簿の登録時期及び記載事項（第2項）

本項は、登録簿への登録時期と記載事項を規定したものであり、個人情報取扱事務を開始しようとするときは事務の開始前に、登録済みの事務の内容を変更しようとするときは変更前に、登録簿に登録すべきことを定めたものである。

### (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要（第1号）

個人情報取扱事務の内容を要約し、その事務の流れ等が明らかになるように、端的に表現した名称及び概要を記載する必要がある。

### (2) 個人情報取扱事務の目的（第2号）

個人情報取扱事務の目的を明らかにするものであり、できる限り具体的な内容とし、個人情報を取り扱われる目的がわかるようにする必要がある。

### (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称（第3号）

個人情報取扱事務を所管する課所名を明らかにし、個人情報の所在を明確にするものである。

### (4) 個人情報の対象者の範囲（第4号）

名簿、台帳、一覧表、リスト等に記載されている個人情報の対象者であり、例えば、各種の試験に関する事務における受験者リストの「受験者」が当該「対象者の範囲」に該当する。

### (5) 個人情報の記録項目（第5号）

住所、氏名、生年月日、性別などのように、記録されている個人情報の項目を明らかにするものである。

### (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（第6号）

人種、信条、社会的身分などのように、記録されている要配慮個人情報の項目を明らかにするものである。

### (7) 個人情報の処理形態（第7号）

保有する個人情報について、電算処理の有無及びオンライン結合による提供の有無（条例第9条【解釈】参照）等を明らかにするものである。

### (8) 個人情報の主な収集先（第8号）

個人情報を本人から収集するのか、本人以外のものから収集するのか、本人以外から収集する場合は主としてどのような相手から収集するのかを明らかにするものである。

### (9) 個人情報の主な提供先（第9号）

個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合は、主としてどのような相手であるかを明らかにするものである。

### (10) その他実施機関の規則等で定める事項（第10号）

規則等で定める事項で「記録媒体」、「根拠法令等」などをいう。

## 3 適用除外（第3項）

実施機関の保有する個人情報の中には、職員の人事、給与等の内部管理情報や公共の安全と秩序の維持に関する秘匿性の高いものもあることから、このような個人情報取扱事務については登録簿の作成を要しないこととしたものである。

なお、登録簿の作成を要しない個人情報取扱事務についても、収集、利用及び提供の制限並びに第7章の罰則の対象となるほか、第3章の開示、訂正及び利用停止請求の対象となることに留意が必要である。

(1) 「実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与及び福利厚生等に関する個人情報取扱事務」(第1号)

人事、給与等の実施機関の内部管理のための情報については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての県(実施機関)と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者たる職員にはよく知られていることから、適用除外としたものである。

ア 「実施機関の職員又は職員であった者」については、条例第12条【解釈】1(1)を参照

イ 「人事に関する個人情報取扱事務」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項等が考えられる。

ウ 「給与に関する個人情報取扱事務」としては、給料、扶養手当、調整手当等に関する事項等が考えられる。

エ 「福利厚生等に関する個人情報取扱事務」としては、健康管理、職員住宅等の貸与に関する事項のほか、災害補償に関する事項等が考えられる。

(2) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務」(第2号)

犯罪の捜査、公訴の維持等の刑事警察活動に係る職務を適正に執行するためには、関連する情報の秘匿性が要求される場所であり、本来的に公表になじまないものである。

このため、犯罪の捜査等のために作成し、又は取得する個人情報については、登録簿の作成、閲覧の適用除外としたものである。

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

エ 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

オ 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

カ 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又

は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第4項の規定により、登録、閲覧の可否が判断されることになる。

(3) 「沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務」(第3号)

具体的には、次のものをいう(平成7年3月28日付け沖個審答申第2号参照)。

- ア 県又は国、独立行政法人、他の地方公共団体、若しくは地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、職務に係る研修名簿、施設・資料等の利用者・貸出名簿、立入検査員証等職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- イ 実施機関以外の県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生に関する事務
- ウ 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務

4 公安委員会及び警察本部長における登録簿の不登録又は不作成(第4項)

公安委員会及び警察本部長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2項各号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は登録簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録しないことができることとしたものである。

「当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、判断を行う公安委員会及び警察本部長の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

5 登録簿の抹消(第5項)

登録簿に登録した事務を廃止したときの、実施機関の登録抹消について定めたものである。



## 第7条 収集の制限

- 第7条** 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。
  - (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、その目的を明示して、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令等に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 犯罪の予防等を目的として個人情報を収集するとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (5) 他の実施機関から次条第2項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する提供を受けるとき。
  - (6) 争訟、交渉、評価、選考、指導等に係る事務において、事務の性質上本人から収集することによってはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
  - (7) 本人の所在不明等の理由により、本人から収集することが困難なとき。
  - (8) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (9) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第2項第2号において同じ。）又は実施機関以外の県の機関から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
  - (10) 前各号に掲げる場合のほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第7号から第10号までの規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、適当と認めるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う最初の段階である収集の時点において、収集できる情報の範囲、収集の方法等の制限を規定することによって、事務の執行に当たって不必要な個人情報の収集を防止し、個人情報の取扱いの適正を図るものである。

### 【解釈】

#### 1 個人情報の収集（第1項）

本項は、実施機関が個人情報を収集するに際しては、事務を実施する課所等で事務の目的を明確にし、その目的に照らして必要とされる個人情報を適法かつ社会通念上妥当と認められる手段により収集しなければならないことを定めたものである。本条例第6条により登録の対象となった事務については、登録簿において事務の目的が明らかにされるものである。

(1) 「収集」

当該実施機関以外のものから個人情報を取得すること（一方的に提供を受ける場合も含む。）をいい、実施機関内の利用は、ここでいう「収集」には該当しない。

また、収集の方法は、口頭、文書、磁気テープ等からの収集など、その取得の形態は問わない。

(2) 「目的を達成するために必要な範囲」

事務の目的及び事務の根拠となる法令等の趣旨、規定等から導かれる範囲をいい、当該個人情報を収集することが事務の執行に不可欠である場合のほか、事務のより適切・円滑な執行のため当該個人情報を収集する必要がある場合を含むものである。

(3) 「適法かつ公正」

法令等の規範に違反しておらず、事務の性質、情報の利用目的等に照らし、適切、妥当な手段により収集することをいう。

2 要配慮個人情報の原則収集禁止（第2項）

要配慮個人情報は、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報であることから、原則として収集してはならないことを定めたものである。

しかし、実施機関が行う事務は多様なことから、これらの個人情報についても、法令等により収集することが定められている場合や事務の執行上収集する必要がある場合には、例外として収集することができることを定めている。

(1) 「法令又は条例」（第1号）

法律、政令、省令その他の命令、条例及びこれらの委任を受けた規則等をいう。「法令等に基づいて」とは、法令等で収集できることを定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的により収集することができる場合も含まれる。

本項に該当すると考えられるものには、例えば次のようなものがある。

- ・ 公職選挙法第86条（所属政党などの名称を記載した立候補の届出書）
- ・ 地方公務員法第16条（職員採用の際の欠格条項）

(2) 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持」（第2号）

主に警察活動において、事務の遂行上要配慮個人情報の収集が必要な場合についての例外を定めたものである。

警察活動においては、公共の安全と秩序の維持を図るために多くの個人情報を収集するとともに、多様な事例が想定され、警察活動の適正な遂行上収集が必要な場合を、事項的に全て列挙することは技術的に困難である。このことから、他の例外規定とは異なり、包括的な例外規定としたものである。

ア 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り」は、ここでいう「公共の安全と秩序の維持」の主たる例示である。（「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」及び「犯罪の捜査」については、条例第6条【解釈】3(2)参照）

イ 「被疑者の逮捕」とは、犯罪の捜査に含まれるが重要なものであることから明記したものである。

ウ 「交通の取締り」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などがこれに当たる。

3 本人収集の原則（第3項）

本項は、個人情報を収集するときは、本人に利用目的を示した上で直接収集することを原

則とするとともに、例外として本人以外のものから収集できる場合を定めたものである。

「本人から収集」とは、本人から提出された書類が市町村を經由して進達される場合、申請書等が使用者により持参される場合、郵便等物理的に他人を介して提出される場合も含むものである。

なお、意思能力を有しない幼児又は成年被後見人の個人情報を法定代理人たる親権者又は後見人から収集することについても、本人からの収集とみなされる。

また、本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など本人がその内容を承知していない場合でも、本人からの収集に該当する。

#### (1) 「法令等に基づくとき」(第1号)

本号は、個人情報の収集について法令等に規定があるときは、本人収集の原則の例外とする趣旨である。

「法令等に基づくとき」とは、法令等により本人以外のものに対し実施機関への個人情報を提供することを義務付けている場合(いわゆる「義務規定」)のほか、法令等の趣旨、目的により実施機関が本人以外のものから個人情報を収集することができる(いわゆる「できる規定」)も含まれる。

そのほか、実施機関が許認可等の行政処分を行う場合の要件審査の際に、個人情報を収集することを法令等が予定している場合なども含まれる。

具体的には、次のようなものがある。

ア 実施機関の権限が規定され、本人以外のものが実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨義務付けているもの

- ・ 地方税法第72条の59

知事の閲覧・記録請求に基づき、政府又は市町村長が所得税納税関係書類を閲覧・記録させる場合

イ 本人以外のものに申請又は届出が義務付けられ、これに基づき個人情報を収集するもの

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条、第33条の2

精神病院の管理者が医療保護入院者の入退院を知事に届け出る場合

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項

医師が感染症患者を知事に届け出る場合

- ・ 高圧ガス保安法第27条の2第5項、第6項

第一種製造者が保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の選任又はその解任を知事へ届け出る場合

ウ 行政機関相互の通知又は報告等の義務が規定され、これに基づき実施機関が個人情報の収集を行うもの

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条

保護観察所の長が知事への通報義務に従い通知する場合

- ・ 公職選挙法第108条

選挙管理委員会の当選人への当選証書を付与した旨の報告

エ 本人以外のものから収集できる旨の規定に基づいて個人情報を収集するもの。

- ・ 行政不服審査法第34条

審査庁が参考人に陳述させ、又は鑑定を求める場合

- ・ 生活保護法第29条

福祉事務所長等が要保護者等について、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等へ報告を求める場合

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条

精神障害者又はその疑いのある者を知った者が、知事にその者について必要な保護等を申請する場合

(2) 「本人の同意があるとき」(第2号)

本号は、本人以外のものから自己の個人情報を収集することについて、本人が同意している場合は、本人からの収集に準じて考えられることから、本人収集の原則の例外とする趣旨である。

「本人の同意」は文書であるか口頭であるか問わないが、口頭による場合は、後日確認できるように、同意を得た日時及び担当職員名等を記載した文書を残しておく必要がある。

また、実施機関が行う事務の中には、事務の性質上明らかに本人の同意があると認められる場合があり、事務の流れその他の客観的な事実から本人の同意が明らかであると認められる場合は、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。例えば、本人の所属団体から提出される書類の中に本人の個人情報が含まれている場合などが該当する。

意思能力を有しない乳幼児又は成年被後見人の個人情報を本人以外から収集することについて、親権者や後見人から同意を得た場合は、本人の同意があったものとみなす。

(3) 「犯罪の予防等を目的として個人情報を収集するとき」(第3号)

本号は、犯罪の予防等において、本人以外からの収集が可能とする旨規定している。

「犯罪の予防等」については、本条【解釈】2(2)、条例第6条【解釈】3(2)参照

なお、本規定についても、警察活動全てにおける本人以外からの収集を無制限に認めたものではなく、犯罪の予防等の事務の遂行上収集する必要があると認められる場合の例外であることはいうまでもない。

(4) 「出版、報道等により公にされているとき」(第4号)

本号は、収集しようとする個人情報が新聞、書籍、テレビ、ラジオ等により、既に不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあるものについては、当該出版物等から収集できることとしたものである。ただし、出版、報道等により公にされたものから個人情報を収集する場合であっても、当該個人情報について正確性の担保があるとは必ずしもいえないことから、情報の出所を明示しておくとともに、収集した情報を利用する際には、正確であるかの確認をするなど慎重に取り扱う必要がある。

「出版、報道等」の「等」とは、出版、報道に類似する情報伝達手段により不特定多数の者に伝達する行為をいい、例えば公開の会議、講演会、説明会等における発表や登記簿等により何人も閲覧可能な状態になっているもの等は本号に該当する。

(5) 「他の実施機関から次条第2項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する提供を受けるとき」(第5号)

本号は、条例第8条第2項ただし書きの規定により、沖縄県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために他の実施機関に提供することを認められた個人情報について、その提供を受けるときは、既に妥当性の判断がされていることから、収集の制限については、適用除外とする趣旨である。

(6) 「争訟、交渉、(中略)事務の性質上本人から収集することによってはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき」(第6号)

争訟のように相手と争っている場合、相手の主張等は裁判所等を通じて収集し、選考の場合は、試験等では内申書等で収集し、又指導等の場合は両親や友人等から収集することが考えられる。

(7) 「本人の所在不明等の理由により、本人から収集することが困難なとき」(第7号)

本号は、本人の所在不明のため本人から収集することが不可能な場合及び本人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く者、乳幼児等で意思を表明できないため事実上本人から収集できない場合等が該当する。

(8) 「人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」(第8号)

本号は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために個人情報収集することが必要な場合で、本人から収集する時間的余裕がなく、本人から収集しては、人の生命、身体又は財産を守るという目的が達成できないときは、本人収集の原則の適用除外とする趣旨である。

「緊急かつやむを得ない」とは、地震、火災などの災害や不慮の事故等で身元や病歴、血液型などを調べなければならない場合等が該当する。

(9) 「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第2項第2号において同じ。)又は実施機関以外の県の機関から収集することが事務の遂行上やむを得ないと認められるとき」(第9号)

本号は、収集する相手が国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)又は実施機関以外の県の機関であって、個人情報を取り扱う事務を執行する上でやむを得ないときは、本人収集の原則の適用除外とする趣旨である。

なお、「事務の執行上やむを得ない」かどうかについては、一般的な基準を定めることは困難であり、本条の趣旨に照らし、事務の目的ごとに各実施機関が個々に判断することになるから、本号の適用に当たっては恣意的判断に陥らないよう慎重に行う必要がある。

(10) 「沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき」(第10号)

本号は、本項の適用除外事項の第1号から第9号までに該当しない場合で、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が本人以外から収集する必要があると判断したときは、本人収集の原則の例外とする趣旨である。

実施機関が事務又は事業の目的から判断して本人から収集したのではその目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることを理由に本人以外から収集する場合には、本人以外からの収集の必要性について、客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審査会に本人以外から収集すべき理由を示し、意見を聴いた上で、実施機関として判断を行うことを示したものである。

#### 4 本人以外からの収集における本人通知(第4項)

本項は、前項第7号、第8号、第9号及び第10号に該当し、本人以外から個人情報を収集した場合は、実施機関には、その事実及び収集した個人情報の取扱目的を本人に通知しなければならない義務があることを明らかにしたものである。

なお、ただし書きは、県の行う事務は多様であり、県の行う事務は多様であり、その性質等から本人に通知することで当該事務の円滑な実施に支障を来す場合、通知を要する対象者が大量であり、かつ、通知を受けても本人に選択する余地のないものなど、本人に通知を要しないことが適当と認められる場合もあり得ることから、こうした場合には、審査会の客観的な意見を聴いた上で、本人通知を省略できることを定めたものである。

また、本人以外から収集した場合について、全て本人に個別に通知しなければならないとすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増し、本人も予期せぬ通知を受けて無用のわずらわしさを感じるようになるため、このような場合には、審査会の意見を聴いた上で、本人通知を省略できるとしたものである。

## 第8条 利用及び提供の制限

- 第8条** 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、法令等の定める事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき。
  - (3) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき。
  - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
  - (5) 本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により、当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合（本人に提供する場合を除く。）において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、個人情報適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、実施機関の個人情報の利用又は提供についての制限を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用目的以外の利用・提供の原則禁止（第1項）

- (1) 保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。
- (2) 他の「法令等に基づく場合」を利用目的以外の利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、他の法令等の規定は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。

なお、本項は、他の法令等に基づく場合は、利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令等の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

ア 他法令等において条文上義務づけている場合

- ・ 民事訴訟法第223条

裁判所からの文書提出命令に従い個人情報を提供する場合

イ 解釈上義務づけていると解される場合

- ・ 会計検査院法第26条

会計検査院の帳簿等の提出要求に従い帳簿等を提出する場合

- ・ 地方自治法第100条第1項

議会が地方公共団体の事務に関する調査を行う際の記録提出請求に応じて個人情報を提供する場合

ウ 目的外の利用・提供をすることができるかと解される場合（個人の権利利益を侵害することがないかどうかを慎重に判断して行う必要がある。）

- ・ 弁護士法第23条の2第2項

弁護士会からの照会に対して報告する場合

- ・ 刑事訴訟法第197条第2項

捜査について必要な事項の報告を求められた場合

（補足説明）

例えば、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの照会に応じなくとも、必要があれば、裁判所からの民事訴訟法第223条に基づく文書提出命令を受けて提出する方法もある。

なお、地方公共団体が弁護士法第23条の2の規定に基づく照会に応じて前科情報を提供したことが不法行為に該当すると判示した最判昭和56年4月14日民集第35巻3号620頁にも留意する必要がある。法令に基づく照会に応ずることは、本条違反の問題にはならないが、そのことが当然に民事責任を発生させないとは言い切れないことを示す例である。

## 2 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外（第2項）

実施機関の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、県民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もある。このような場合にあっては、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。

### (1) 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する」（本項ただし書）

「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する」とは、個人の権利利益に対する侵害が、利用又は提供する個人情報の内容、利用・提供の目的、利用・提供の方法及び提供先と照らし合わせて、著しく妥当性を欠くことをいう。

### (2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」（第1号）

ア 本人の同意があるときや本人に提供するときは、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保

有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

イ 「本人の同意」は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

ウ 「本人に提供するとき」とは、実施機関の判断により本人に提供する場合をいい、条例第13条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

### (3) 同一の実施機関内での利用及び他の行政機関等への提供（第2号）

ア 「同一の実施機関内での利用」とは、実施機関が当該実施機関の内部で個人情報を取り扱うことをいう。例えば、知事部局のある課が保有する個人情報を同一課内で使用する場合や、同じ知事部局の他課で使用する場合は該当する。

イ 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が、当該実施機関以外のものに当該保有個人情報を知らせることをいう。例えば、知事部局のある課が保有する個人情報を知事部局以外の実施機関や他の行政機関へ知らせる場合は該当する。

ウ 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）は、それぞれ法令等の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、このような法令の定める事務又は業務を遂行するに当たり、県民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、実施機関が保有する保有個人情報を利用目的以外に利用することが必要な場合が考えられる。

保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、実施機関が保有個人情報を内部で利用する場合、又は実施機関から当該実施機関以外のものが保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令等の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものである。

エ 「相当の理由があるとき」とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することとなる。

### (4) 犯罪の予防等を目的とする実施機関等以外のものへの提供（第3号）

ア 「犯罪の予防等を目的として」については、条例第7条【解釈】2(2)、条例第6条【解釈】3(2)参照

イ 「当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき」とは、法令等の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、当該保有個人情報を提供することが事務の遂行に不可欠である場合のほか、事務のより適切・円滑な執行のため当該保有個人情報を提供する必要がある場合を含む。

ウ 「特別の理由があるとき」とは、本来実施機関において適切に管理することとされている保有個人情報を、実施機関以外のものに例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

### (5) 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき」（第4号）

本号は、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。

専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用する場合には、特定個人が識別で



きない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外としたものである。

**(6) 「本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるとき」(第5号)**

本号は、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

**(7) 「沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき」(第6号)**

本号は、第1号から第5号までに掲げた事項以外で、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が公益上の必要その他相当な理由があると判断したものについては、目的外の利用又は提供ができることとしたものである。

ア 「公益上の必要」とは、目的外の利用又は提供をすることが社会一般の利益を図るため必要であるかどうかを判断することとする。

イ 「その他相当な理由」とは、公益上の必要に準ずる理由であり、目的以外に利用又は提供することについて必要性に正当性がある場合をいう。(本条【解釈】2(3)イ参照)

**3 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(第3項)**

本項は、当該実施機関以外のものに提供される保有個人情報について、利用目的以外の利用や漏えい等を防止するため、実施機関は、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めることを定めるものである。

**(1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する制限の付与**

ア 「必要があると認めるとき」

受領者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法を勘案して、実施機関が個別具体的に判断することになる。

例えば、①受領者が利用目的以外に利用するおそれがある場合、②受領者における安全確保措置が不十分な場合等が考えられる。

イ 「その他必要な制限」

提供に係る保有個人情報について付与する制限としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられる。

**(2) 措置要求の遵守状況の把握等**

実施機関は、必要に応じ、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供を停止したり、提供した保有個人情報の返却を求めることになる。

## 第8条の2 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

**第8条の2** 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

### 【趣旨】

本条は、特定個人情報の利用や提供について、番号法における個人番号の利用及び提供の制限と同様に、個人情報の利用及び提供の場合よりも利用できる範囲を限定的に定めたものとなっている。利用については、特定個人情報の取扱目的以外の利用を原則禁止し、提供については、番号法第19条各号のいずれかに該当しない限り提供を行ってはならないことを規定したものである。

### 【解釈】

#### 1 保有特定個人情報の利用目的以外の利用の原則禁止（第1項）

番号法は、個人番号を利用することができる事務の範囲を限定している。具体的には個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられた事務及び地方公共団体が番号法第9条第2項に基づき条例で定めた事務）、個人番号関係事務（番号法第9条第3項に規定されている事務）及び番号法第19条第12号から第15号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務（番号法第9条第5項）であり、本人の同意があったとしても例外として認められる場合を除き、実施機関はこれらの事務以外で個人番号を利用してはならない旨定めた。

#### 2 保有特定個人情報の利用目的以外の利用ができる場合（第2項）

(1) 特定個人情報については、番号法上、個人番号を利用できる事務の範囲が限定されていることから（番号法第9条）、目的外での利用は本来発生しないものである。

ただし、番号法第30条で読み替えた行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号の規定により、国の行政機関においては、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない限り、利用目的以外の目的に保有特定個人情報を利用できるものとされている。

番号法第32条では、「地方公共団体は、（中略）法律の規定により行政機関の長（中略）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体（中略）が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、（中略）保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（中略）を実施するために必要な措置を講ずる」と規定されていることから、同規定の趣旨を踏まえ、本県でも国の行政機関等と同様の取扱いとしているものである。

- (2) 「情報提供等記録を除く」とは、番号法上、情報提供等記録以外の特定個人情報については、一定の場合には目的外利用が認められる旨が定められているが、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムを利用したアクセスログであるため、そもそも目的外の利用が想定されないことから、目的外利用が一切禁止されている。したがって、本項でも情報提供等記録の目的外利用は除外した。

### 3 保有特定個人情報の提供の制限（第3項）

- (1) 本項は、実施機関の保有特定個人情報について、番号法で限定的に明記された場合を除き「提供」してはならない旨を規定したものである。実施機関から当該実施機関以外のものへ特定個人情報が移動することが「提供」に当たる。
- (2) 番号法第19条により、何人も同条各号のいずれかに該当しない限り保有特定個人情報の提供を行うことは禁じられていることから、本来、県条例で本規定を設けることは必ずしも必要ではないが、保有特定個人情報の提供には番号法上の制限があることを明示し、注意喚起を促す趣旨で入念的に規定を行っているものである。
- (3) 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち地方公共団体に関わるものは、次のとおりである。
- ・ 個人番号利用事務実施者からの提供（第1号）
  - ・ 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）
  - ・ 本人又は代理人から個人番号利用事務等実施者に対する提供（第3号）
  - ・ 機構による個人番号の提供（第4号）
  - ・ 委託、合併に伴う提供（第5号）
  - ・ 住民基本台帳上の規定に基づく提供（第6号）
  - ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号、第8号）
  - ・ 国税又は地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第9号）
  - ・ 条例の規定に基づく、当該地方公共団体の他の機関に対する提供（第10号）
  - ・ 個人情報保護委員会からの提供の求め（第12号）
  - ・ 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第14号）
  - ・ 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第15号）
  - ・ 個人情報保護委員会規則に基づく提供（第16号）

## 第9条 通信回線を用いた保有個人情報の提供の制限

- 第9条** 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる場合を除き、実施機関以外のものに対し、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器（以下「電子計算機等」という。）の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下この条において同じ。）により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供してはならない。
- 2 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機等の結合による保有個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令等に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体に提供するとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 3 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機等の結合により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供している場合において、当該実施機関以外のものが当該保有個人情報について必要な保護措置を講じていないものと認めるときは、当該実施機関以外のものに対し、報告を求め、若しくは必要な調査を行い、又は当該通信回線による保有個人情報の提供の停止その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の措置は、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いて講ずるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、通信回線を介した電子計算機等の結合（以下「オンライン結合」という。）によって個人情報が処理される場合は、行政サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮する反面、その取扱いの如何によっては個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから、オンライン結合により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を実施機関以外のものへ提供することを制限したものである。

### 【解釈】

#### 1 オンライン結合による保有個人情報の提供の制限（第1項）

##### (1) オンライン結合の妥当性

以下のとおり、単に個人情報取扱事務の目的からの必要性の有無のみでなく、社会一般の利益を図るために必要か否か、相手方に十分な保護措置が講じられているか否かも判断要素とする。

- ・ オンライン結合の目的が住民福祉の向上を図るものである場合
- ・ 高度の迅速性、利便性を確保することが適切であると社会通念上認められる場合
- ・ オンライン結合する相手方に個人情報保護措置が図られている場合

##### (2) 「必要な保護措置が講じられている」

オンライン結合による情報の提供先に個人情報保護のための規定が定められていること、安全のための措置（アクセス制限、情報の内容の暗号化等）が講じられていることなどをいう。

##### (3) 「通信回線を用いた電子計算機等の結合」

電子計算機と電子計算機やその他の情報機器を通信回線（光ケーブルなどを含む。）で結

び、いつでも必要に応じてデータを直接入力し、又は当該データやその処理結果等を直接出力させることが可能な方法をいう。

したがって、通信回路で結ばれていても、実施機関が特定の時期に相手方にデータを送信するのみの場合は、本条に定める「オンライン結合」には該当しない。

また、電子計算機処理を行った保有個人情報を、磁気テープ、フロッピーディスク、光ディスク等の媒体により提供する場合やファクシミリ送信は、本条には該当しない。

**(4) 「実施機関以外のもの」**

組織であるか個人であるか、及び特定されているか否かを問わない。「実施機関以外のものへの提供」とは、本条例第2条第7項に掲げる実施機関以外のものへの提供をいい、知事部局内部あるいは知事部局と他の実施機関とを結合することは該当しない。

**(5) 「保有特定個人情報を除く」**

番号法22条では、特定個人情報を適切に活用するため、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求めを受けた者は、情報照会者に対し、特定個人情報を提供しなければならないとの提供義務を定めている。そのため、条例でオンライン結合規制を定めている地方公共団体についても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることとなる。したがって、番号法第19条各号に該当する場合には、オンライン結合による特定個人情報を提供できるよう、オンライン結合の禁止対象から保有特定個人情報の提供を除外した。

**2 オンライン結合による提供開始前における審査会意見聴取（第2項）**

「あらかじめ、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない」とは、実施機関が第1項の要件を満たすと判断してオンライン結合を行おうとする場合でも、事前に第三者機関である審査会の意見を聴いた上で行わなければならないことと、その例外規定を定めている。

**(1) 「法令等に基づくとき」（第1号）**

個人情報の提供方法がオンライン結合によること及び提供先等が法令等で定められている場合をいう。

**(2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」（第2号）**

ア 「本人の同意があるとき」とは、個人情報がオンライン結合により提供されることについて本人の同意を得ていることを言い、同意取得の方法は文書、口頭であるかは問わない。また、県ホームページに掲載することを告知している等、使用方法が自明である場合も含む。

イ 「本人に提供するとき」とは、実施機関の判断により本人にオンライン結合により提供する場合をいい、電子申請システム利用に係る自己の申請状況等を本人の照会に対して提供する場合等が該当する。

**(3) 「実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体に提供するとき」（第3号）**

LG-WAN等の国、地方公共団体間を結ぶシステムについては、公益性及び保護の確保が図られていることによるものである。

**(4) 「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」（第4号）**

人の生命、身体又は財産の安全を守るために、保有個人情報を提供することが必要であり、提供に緊急性があり、かつ、他に適当な代替手段がない場合には、オンライン結合による提供が認められるものである。「緊急かつやむを得ない」とは、条例第7条【解釈】3(8)と同様である。

### 3 オンライン結合による保有個人情報の提供先に対する措置（第3項）

#### (1) 「必要な保護措置を講じていないものと認めるとき」

オンライン結合による保有個人情報の提供先（実施機関以外のものに限る。）において、通信回線及び電子計算機の保守管理、又は従事者等に起因する個人情報の漏えい等が起きた場合、若しくは同様のシステムにおける事件等が発生し、提供先においても同様のことが懸念される場合をいう。したがって、提供元となる実施機関は、オンライン結合による提供開始時だけでなく、継続して提供先の保護措置について注意を払う必要がある。

#### (2) 「当該実施機関以外のものに対し、報告を求め、若しくは必要な調査を行い」

提供元である実施機関は、提供先に対しその根拠を示してその保護措置について照会し、又は知見を有するものにその提供先が講じている保護措置について意見を求めること等をいう。

#### (3) 「提供の停止その他必要な措置」

提供先からの報告や調査結果に基づき、必要な保護措置を講ずるよう求めること、又は保護措置を講ずるために時間等を要するためオンライン結合による保有個人情報の提供を停止すること等、実施機関が、提供する保有個人情報の漏えいによる県民の権利侵害を防止するために執る措置のことをいう。

### 4 措置における審査会意見（第4項）

「緊急かつやむを得ないと認めるとき」とは、前項に掲げる危険が急迫しており、審査会を開催し意見を聴くこととした場合、提供に係る保有個人情報の漏えい等の被害が発生・拡大することが懸念されるときには、実施機関の判断で第3項に掲げる「提供の停止その他必要な措置」を執ることができる。

この場合、措置を講じた後に、審査会に報告することが必要である。

## 第10条 保有個人情報の適切な管理

- 第10条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確、完全かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が、保有個人情報の適切な管理に努めなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 保有個人情報の正確性確保（第1項）

本項は、実施機関が、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならないことを定めるものである。

個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な個人情報は、条例第7条第1項で収集を制限されている。したがって、目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。

例えば、①過去の一定時点の情報のみで足りる場合、②現在の情報を必要とする場合、③過去の情報と現在の情報の両方を必要とする場合がある。

#### 2 保有個人情報の安全確保措置（第2項）

本項は、実施機関が、保有個人情報の安全を確保する措置を講じなければならないことを定めるものである。

個人情報のずさんな取扱いにより、漏えいや改ざん等が行われた場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このため、実施機関に対して安全確保の措置を講ずる義務を課したものである。

(1) 「保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」としては、以下のようなものが考えられる。

ア 物理的保護措置としては、保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備などが挙げられる。

イ 技術的保護措置としては、ネットワーク接続されているコンピュータへのファイアウォールの構築、情報の暗号化などが挙げられる。

ウ 組織的保護措置としては、職員に対する教育・研修の実施、安全管理者の設置等管理体制の整備などが挙げられる。

(2) 「適切な管理」の内容については、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、利用環境、経験則、技術水準等を総合的に勘案して判断する必要がある。

(3) 個人情報の安全確保は、情報セキュリティの一環でもあることから、個人情報に係る安全確保の措置についても、その中で明確に位置付け、一体的に推進することが効果的である。

### 3 保有個人情報の廃棄又は消去（第3項）

本項は、個人情報を取り扱う事務の目的から判断して保有する必要がなくなった保有個人情報を実確な方法により、かつ、速やかに廃棄し、又は消去することとし、歴史的資料等の保存の必要があると判断されるものについては、本条を適用しないことを定めたものである。

#### (1) 「保有する必要がなくなった」

保存期間が定められている文書等に記録されているものについてはその保存期間が終了したこと、保存期間が定められていないものについては当該事務の目的の達成、変更、消滅により不要となったことをいう。

#### (2) 「確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去」

焼却、溶解、シュレッダーによる裁断、電磁的記録の磁氣的消去等をいう

#### (3) 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるもの」

沖縄県文書編集保存規程により長期保存されるものや、保存期間が経過しても廃棄されずに実施機関から図書館等に引き継がれるもの等をいう。

#### 【運用】

不要となった保有個人情報の廃棄は、廃棄に係る情報の内容、記録の形態及び態様等に応じ、適切な方法により行うものとする。

個人情報が記録されているもの自体を廃棄する場合には、廃棄物からその内容が外部に漏れることのないよう、複数の職員を立ち合わせるなどにより安全性の確保を図るものとする。



## 第11条 委託等に関する措置

**第11条** 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行うこととされた指定管理者は、当該委託を受けた事務又は公の施設の管理業務を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報の適切な管理及び個人の権利利益の保護のため、実施機関が個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託する場合等における実施機関の義務、受託者等の安全確保の義務を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 実施機関の責務（第1項）

##### (1) 「委託」

実施機関が行う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼する一般に委託契約と呼ばれているもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約も含む。また、県営施設の管理や収納等の委託、及び指定管理者に公の施設の管理を行わせることも含む（以下「委託等」という。）。

例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 電算入力データのパンチ委託
- ・ 通知書等の封入作業の委託
- ・ 公金の徴収、収納事務の委託
- ・ 世論調査、アンケート調査等の委託
- ・ 県営施設の管理委託（指定管理者に公の施設の管理を行わせるときを含む。）
- ・ 文書の廃棄委託

##### (2) 「個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する」、「指定管理者に公の施設の管理を行わせる」

委託等に伴って受託者及び指定管理者が受託事務を実施するに当たり個人情報を取り扱うこととなる場合をいう。

例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 実施機関が保有する個人情報を受託者に引き渡してその処理を行わせるもの
- ・ 実施機関は個人情報を引き渡さないが、委託事務の性格上、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの
- ・ 委託事務の性格からは特に個人情報を取り扱うことは予定されていないが、受託者が事務の執行に当たって個人情報を取り扱うことがあり得るもの
- ・ 県立の施設の管理運営を委託することに伴って、当該施設の利用者等の個人情報の取扱いが生じるもの（指定管理者に公の施設の管理を行わせるときを含む。）

##### (3) 「必要な措置」

委託等の趣旨、目的に応じて、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置の内容を委託契約書等において明らかにし、受託者に義務

付ける等の措置をとることをいう。具体的にどのような保護措置が必要となるかは、個人情報情報の性質や利用形態等を踏まえ個別具体的に判断する必要がある。

契約書等に盛り込むべき事項としては、一般的に次のようなものが考えられる。

- ① 秘密の保持
- ② 収集の制限
- ③ 目的外の利用又は提供の禁止
- ④ 漏えい、滅失及び毀損の防止
- ⑤ 返還、廃棄
- ⑥ 複写及び複製の禁止
- ⑦ 再委託の禁止又は制限
- ⑧ 事故発生時の報告義務
- ⑨ その他実施機関の指示事項の遵守

## 2 受託者の責務（第2項）

本項は、受託者は、条例第10条第2項に規定する実施機関と同様の安全確保の措置を講ずる義務を有することを明らかにしたものである。

なお、受託者が本項の規定による義務に違反した場合、実施機関は、委託契約の解除等という措置を講ずることができる。また、受託者が本項の義務に違反した結果、実施機関が具体的な損害を被った場合は、民法上の不法行為による損害賠償請求を行うことができる。

## 第12条 従事者の義務

**第12条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員等が、職務に関して知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用することを禁止するものである。

### 【解釈】

#### 1 従事者の義務

本条は、各職員に対して、組織的利用であるか否かを問わず、個人情報の漏えい又は不当な目的の利用を禁止している。

(1) 「実施機関の職員若しくは職員であった者」(以下「実施機関の職員等」という。)

ア 「実施機関の職員」とは、地方公務員法第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員並びに県が設立した地方独立行政法人の職員(役員を含む。)であって、実施機関の常勤又は非常勤の職員をいう。

イ 「職員であった者」とは、「実施機関の職員」が実施機関を退職、失職又は免職により離職した者並びに実施機関以外に出向した者をいう。

(2) 「前条第2項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者」(以下「受託業務従事者等」という。)

個人情報の保護の徹底を図るため、実施機関からの委託等により、個人情報の取扱いに関する業務に従事している者又は従事していた者に対しても、実施機関の職員等と同様の義務を課すこととした。

(3) 「職務上知り得た個人情報」

組織としての利用、保有に至らない個人情報であっても、適切に取り扱う必要があることから、本条では「個人情報」としている。

知り得た個人情報は、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

(4) 「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報を他人に知らせることをいう。

「不当な目的に使用」とするとは、例えば、自己又は他人の私的利益のためその他正当性を欠く目的のために個人情報を利用することをいう。

正当な理由、又は正当性のある目的とは、例えば、次のものが考えられる。

ア 利用目的の達成に必要な範囲内で利用する場合

イ 法令等に基づき利用する場合

ウ 条例第8条第2項(目的外の利用提供)に該当する場合

#### 2 従事者の義務違反に対する措置等

(1) 本条に違反した実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の職員(役員を含む。))

を除く。)には、地方公務員法第29条による懲戒処分の適用があり得る。個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務（同法第34条第1項）違反による罰則（同法第60条第2項）の適用があり得る。

なお、県が設立した地方独立行政法人の職員（役員を含む。）については地方公務員法は適用されないが、地方独立行政法人法第128条に基づく罰則の適用があり得る。

- (2) 受託業務従事者等である場合は、実施機関との委託契約の解除事由になり得る。
- (3) 個人情報の不適正な取扱いをした実施機関の職員等については、本条例第63条から第65条までに規定する罰則が適用され得る。

### 第3章 開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

#### 第13条 開示請求権

**第13条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第15条第2号及び第29条第2項において同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

#### 【趣旨】

本条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 開示請求権（第1項）

(1) 開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度である。

本項は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにするものである。

ア 「何人も」とは、県民のみならず外国人も含むすべての自然人である。

イ 「実施機関」とは、開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関である。

ウ 開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。

したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族や配偶者に関するものであっても開示請求をすることはできない。

(2) なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、第3章の規定（開示、訂正及び利用停止）は適用除外とされている（条例第58条第2項参照）。

##### 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）の開示請求権（第2項）

本項は、本人請求の例外として、保有個人情報については、本人が未成年者又は成年被後見人の場合に、その法定代理人に請求を認め、また、保有特定個人情報については、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人と委任による代理人（以下「任意代理人」という。）に請求を認める旨を示したものである。

ただし、満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求があった場合は、未成年者本人が当該開示請求に基づき保有個人情報を開示することについて同意するか否かを書面（意思確認書）により確認する必要がある（未成年者本人の同意があっても、条例第15条第9号に該当する場合は非開示となる。）。

本規定において、保有個人情報について広く代理請求を認めることは、本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあることから、代理請求できる者を限定したものである。

なお、未成年者であっても、自ら開示請求ができる者については、これを妨げるものではな

い。

条例第26条（開示請求及び開示の特例）については、条例第15条第9号の規定（利益相反行為）の趣旨から、法定代理人は開示請求権を行使し得ない。

**(1) 「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」**

ア 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう（民法第4条）。

（※令和4年4月1日以降は、年齢が満18年に達しない者をいう。）

イ 「成年被後見人」とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、法定の手續に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法第7条及び第8条）。

ウ 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。

「未成年者の法定代理人」は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第838条第1号等）である。

「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人である（民法第843条等）。

**(2) 「委任による代理人」**

ア 保有特定個人情報に係る請求等については、本人からの委任を受け代理権を持つ者が請求することができる。

イ 個人番号は、個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、保有特定個人情報が不正に流通したり、不正な取扱いがなされていないかという危惧に対応するためには、本人参加の権利の実質的な保障が重要であり、こうした権利を容易に実現できるようにするため、保有特定個人情報に限っては、本人又はその法定代理人だけでなく、任意代理人による開示請求を認めることとしたものである。

ウ 特定個人情報の漏洩やなりすまし等の被害を防止するため、保有特定個人情報に係る本人と委任者の同一性、代理人の代理権の正当性、代理人本人であることの確認等は所定の書面により厳格に行う必要がある。（代理人確認書類については、「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号。以下「規則」という。）」で定めている。）

**(3) 「本人に代わって開示の請求をすることができる」**

ア 法定代理人は任意代理とは異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意を要しない。本条例の開示請求も、本人の意思と独立して行うことができるものとしている。

イ 「本人に代わって開示の請求をすることができる」とは、法定代理人が本人に代わって行う開示請求が、権利であることを明らかにしたものである。したがって、本人がすでに開示請求をしている場合などにおいても、法定代理人の開示請求を制限するものではなく、また、本人と法定代理人とが重複して開示請求を行うこともできる。

なお、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、条例第15条第9号により不開示となる。

ウ 未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、父母による親権の共同行使は要件とせず、父母それぞれが単独で開示請求権を行使することができる。

## 第14条 開示請求の手続

**第14条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) その他実施機関の規則等で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第30条第2項及び第38条第2項において同じ。）であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと及び開示請求をする者は保有個人情報の本人であることを示す書類を提示、又は提出（以下「提示等」という。）しなければならないことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 開示請求書（第1項）

##### (1) 書面主義

開示請求権の行使という重要な内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、開示請求を受け付ける窓口を持参して行うほか、開示請求書を送付して行うこともできる。ファクシミリによる提出は、本人確認が困難なことから認めていない。

##### (2) 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり第19条第2項による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第3項の補正を求めることになる。

なお、開示請求書の記載は日本語で行わなければならない。

#### ア 「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」（第1号）

(ア) 「住所」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上の住所その他これに類する生活の根拠をいう。

(イ) 「居所」とは、住所が知れないとき又は定まらないとき、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが「住所」ほど密接でないもの、すなわち、そこがその人の生活の本拠であるというまでには至らない場所をいう。

(ウ) また、郵便番号、電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第3項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。

なお、開示請求者の押印は不要である。

イ 「開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」(第2号)

(ア) 「開示請求に係る(中略)保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、個人情報取扱事務や公文書の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報が記録されているものを特定するために必要な事項をいう。

(イ) 個別具体の開示請求事案における保有個人情報の特定は、各実施機関が個別に判断することとなる。例えば、「自己の〇〇に関する情報」のように記載された開示請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかが記載からは明らかでない場合は、特定が不十分であると考えられる。

また、「〇〇(実施機関)の保有する自己に関する保有個人情報」のように記載された開示請求についても、保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるものの、一般的には、実施機関の活動は多種多様であって、実施機関が保有している保有個人情報の量等に照らして、本条例の開示請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。

(ウ) 開示請求をする者は、開示を求める保有個人情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることから、開示請求をする者が容易かつ的確に求める保有個人情報を指し示すことができるよう、実施機関は、開示請求者に協力すべきである。保有個人情報が記録されている媒体について、情報公開条例による公文書の名称又は登録簿(第6条)による個人情報取扱事務の名称の引用や、これに更に限定を加える等により、対象とする個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要である。

(参考) 複数の保有個人情報の開示請求について

本条例の開示請求制度においては、基本的に、開示請求は、一まとまりの保有個人情報ごとに行う。

一まとまりか否かの判断は、記録されている情報の相互の関連性、実施機関における当該保有個人情報の利用の仕方等を総合的に勘案して行う必要がある。実際は、一の公文書に複数の保有個人情報が記録されている場合も多いが、このような場合は、まとめて開示請求を行っても差し支えない。また、開示請求をする者の便宜を図るため、請求手続上、一定の場合には、複数の公文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一件の開示請求として取り扱うことを認めている。具体的には、一の文書ファイルにまとめられた複数の公文書に記録されている保有個人情報又は相互に密接な関連を有する複数の公文書に記録されている保有個人情報を開示請求する場合は、一の開示請求として取り扱う。なお、複数の公文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一件のものとして扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことは認められる。

## 2 本人確認(第2項)

(1) 本項は開示請求をする者が本人又は法定代理人(保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)であることを確認するために必要な手続を定める。

(2) 個人情報誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もあ



るため、本人又は代理人の確認は慎重に行う必要がある。

本人又は代理人確認に必要な書類及びその手続については、規則等で具体的に定められている。(規則第5条、取扱要綱第3-2-(2))

なお、開示請求権の適正な行使を担保するため、なりすまし等、不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととしている。(条例第67条【解釈】参照)

### 3 開示請求書の補正(第3項)

#### (1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

ア 「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を含む。また、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合(氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の公文書の名称等であって、本来外国語で記載される場合を除く。)や本人確認書類の提示等がなされない場合も「形式上の不備」に当たる。

イ 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合、開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合、開示請求に係る保有個人情報が開示請求の対象外である場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。開示請求の対象となる保有個人情報は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、条例第19条第2項による開示をしない旨の決定を行うこととなるが、例えば、当該請求に係る保有個人情報を保有していない旨を開示請求者に教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

#### (2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

ア 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して実施機関が判断する。

イ 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合は、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行うことになる。

ウ 実施機関が補正を求めた場合は、補正に要した期間は、開示決定等の期間に含まれない。

エ なお、軽微な不備(明らかな誤字、脱字等)がある場合には、実施機関において、開示請求者に確認の上、職権で補正することができるものである。

#### (3) 「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」

ア 本規定は、主として、保有個人情報の特定が不十分である場合の実施機関の対応について規定したものである。保有個人情報の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が保有個人情報を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関に対し、参考情報を提供しよう努力義務を課すことにより、開示請求制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

イ 「補正の参考となる情報」としては、例えば、保有個人情報が記録されている個人情報取扱事務や公文書の名称、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

## 【運用】

### 1 開示請求書（第1項）

#### (1) 書面主義

保有個人情報の開示請求は、開示請求をしようとする者が、規則第4条に規定する保有個人情報開示請求書（第2号様式）（以下「開示請求書」という。）に必要事項を記載し提出することにより行うものとする。

代理人が開示請求をする場合には、「開示請求者」の欄に代理人の氏名及び住所又は居所を、「本人の氏名」及び「本人の住所又は居所」の欄に開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所を記載することを要する。

開示請求にあたって必要な要件が満たされている場合には、郵送により開示請求書を提出することができるものとする。

#### (2) 受付窓口

ア 本庁 沖縄県行政情報センター等設置運営規程（平成2年沖縄県告示第358号。以下「設置規程」という。）第1条に規定する沖縄県行政情報センター（以下「行政情報センター」という。）。行政情報センターにおいて、本庁各課等及び出先機関が保有する個人情報についての開示請求の相談、案内及び開示請求書の受付を行う。

行政情報センターは、開示請求書を受け付けた場合は、その写しをとって保管し、本庁所管課等に当該開示請求書（原本）を送付する。

イ 出先機関 出先機関にあつては庶務担当課等において、当該出先機関が保有する個人情報についての開示請求の相談、案内及び開示請求書の受付を行う。

出先機関は、開示請求書を受け付けた場合は、その写しを本庁所管課を経由して行政情報センターに送付する。

ウ 公安委員会及び警察本部 沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年公安委員会規則第2号）第5条に規定する広報相談課に設置された警察情報センターにおいて、公安委員会及び警察本部が保有する個人情報についての開示請求の相談、案内及び開示請求書の受付を行う。

エ 県が設立した地方独立行政法人 県が設立した地方独立行政法人にあつては事務局等において、当該地方独立行政法人が保有する個人情報についての開示請求の相談、案内及び開示請求書の受付を行う。

#### (3) 個人情報の特定

受付窓口においては、開示請求をしようとする者の請求内容等を把握して、担当課等と十分連絡をとるなどして、保有個人情報の検索を行うとともに、必要に応じて担当課等の職員の立会いの下に、保有個人情報の特定を行うものとする。

### 2 開示請求書の受付（第2項）

(1) 開示請求書の受付は、次の点に留意して、開示請求権の有無を確認した上で行わなければならない。

ア 自己を本人とする保有個人情報の開示請求は、本人自身のみが開示請求することができる。

イ 自己以外の保有個人情報の開示請求は、本人の法定代理人のみが開示請求することができる。

ウ 保有特定個人情報の開示請求は、本人又は代理人が開示請求することができる。

(2) 開示請求が認められるのは、開示請求に係る保有個人情報が検索できる場合に限られる。

(3) 電磁的記録に記録された保有個人情報については、現に使用しているプログラムを用いて出力できるものに限られる。

## 第15条 保有個人情報の開示義務

**第15条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

#### 2 不開示情報の類型と構成

(1) 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

(2) 本条例の不開示情報の構成は、基本的に情報公開条例の不開示情報の構成に準拠している。

また、情報公開条例と同様に、部分開示（条例第16条）、裁量的開示（条例第17条）、存否応答拒否（条例第18条）の仕組みも採用している。

#### 3 審査基準の策定

保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた実施機関が本条各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。

#### 4 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

## 第15条第1号 法令秘情報

(1) 法令等の規定により、本人に開示することができないと認められる情報

### 【趣旨】

本号は、法令等の規定により、開示することができないと認められるものについては、本条例においても不開示とすることを定めたものである。

条例は、法令に違反していない限りにおいて制定することができるものである（地方自治法第14条第1項）とされているため、法令の規定により開示することができないとされているものについては、本条例においても不開示とするものである。また、他の条例の規定により不開示とされているものについては、本条例と他の条例とは一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、本条例においても不開示とするものである。

### 【解釈】

1 「法令等」については、条例第7条【解釈】2(1)参照

2 「開示することができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに開示してはならないことが定められているもののほか、法令等の趣旨及び目的からみて開示できないと明らかに判断されるものをいう。

なお、「開示することができない」とする法令等の規定に、「本人」も含むか否かが明文化されていない場合にも、法令等の趣旨、目的から総合的に判断する必要がある。

例えば、個人のプライバシーを保護する上で第三者に対して開示することを禁止している規定である場合は、本人には開示できると解すべきである。

### 【運用】

1 本号に該当すると考えられる例としては、次のようなものがある。

- 手続の開示が禁止されていることから、その記録の開示も禁止されていると解されるもの
  - ・ 収用委員会の裁決の会議録（土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第1項）
  - ・ 沖縄県公害審査会の調停及び仲裁に係る記録（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第37条及び第42条）

2 本号に該当すると認められる保有個人情報、条例第17条（裁量的開示）の規定に基づく実施機関の裁量による開示の適用除外となる。

## 第15条第2号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報

(2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

### 【趣旨】

本号は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報については、不開示情報とすることを定めたものである。

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、当該保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報について不開示情報と定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「開示請求者（中略）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」とは、次のようなものをいう。
  - ・ 個人の疾病、健康状態等に関する情報であつて、本人の精神状態、病状の進行状態等から本人に開示することが病状等の悪化をもたらすおそれがあるようなもの
  - ・ 自傷行為のおそれが高い者に係る診療録、相談記録等
- 2 本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

## 第15条第3号 開示請求者以外の個人に関する情報

- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

### 【趣旨】

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 開示請求者以外の個人に関する情報（第3号本文）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

##### (1) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報（第4号）と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適切であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

##### (2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

条例第2条【解釈】1(2)参照

##### (3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であ

っても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

**(4) 「個人識別符号が含まれるもの」**

個人識別符号は、情報単体で特定の個人を識別することができるため、不開示情報として定めた。

個人識別符号の定義については、条例第2条【解釈】1(5)参照

**2 「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(第3号ア)**

開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

**(1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」**

「法令等の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

**(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」**

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開条例第7条第2号アの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、開示請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)等が考えられる。

**(3) 「知ることが予定されている情報」**

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

ここでいう「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合が想定される。

**3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第3号イ)**

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案

に応じた慎重な検討が必要である。

#### 4 「公務員等の職及び氏名並びに職務の遂行に係る部分」(第3号ウ)

公務員等の職及び氏名並びに職務の遂行に関する情報は、情報公開条例第7条第2号ウにおいて不開示情報から除外されており、本条例においても、同様に、不開示情報から除外することとしたものである。

##### (1) 「公務員等」

国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公共団体並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。なお、公務員等とは一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であったものが当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

##### (2) 「職務の遂行に係る部分」

公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

##### (3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び氏名並びに職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、情報公開条例では、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされており、本条例においても、同様に不開示とはしないこととしている。

##### (4) 「(開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるものとして規則で定める職にある公務員の氏名を除く。)」

公務員等の氏名について、開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものとのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名については、情報公開条例(第7条第2号ウただし書)と同様に、個人情報として保護することとした。

(参考) 沖縄県個人情報保護条例施行規則

(条例第15条第3号ウの規則で定める職)

第1条 沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号。以下「条例」という。)

第15条第3号ウの規則で定める職は、警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。



## 第15条第4号 法人等に関する情報

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

### 【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（第4号本文）

##### (1) 「法人等に関する情報」

ア 「法人等」とは、法人その他の団体から、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いたもの。（第2条【解釈】8参照）

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号及び第8号において規定している。

イ 「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

##### (2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

#### 2 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（第4号本文）

(1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護

に値する蓋然性が求められる。

**3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」(第4号ただし書)**

本号のただし書は、第3号イと同様に、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを不開示にすることにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康、生活又は財産に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康、生活又は財産に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

## 第15条第5号 公共の安全等に関する情報

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### 【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するため県に課せられた重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報としている。

### 【解釈】

#### 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」については、条例第6条【解釈】3(2)アを参照

- (2) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号及び第8号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。(条例第6条【解釈】3(2)イ参照)

#### 2 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)否かについて審理・判断することが適当であると考えられることから、このような規定としているものである。

## 第15条第6号 評価等に関する情報

(6) 診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

### 【趣旨】

本号は、個人に対する評価又は判断を記載することが必要な事務の適正な執行を確保する観点から、開示することにより、これらの事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「診療」とは、病院、診療所等において行われる診察、診断、治療などの一連の行為に係る事務であつて、患者等の健康状態に関する評価又は判断を伴うものをいう。
- 2 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行う教育や指導に係る事務であつて、性格、行動、学習態度等に関する評価又は判断を伴うものをいう。
- 3 「相談」とは、生活、健康等に関しての照会を受け、それに対して行う対処方法の回答等に係る事務であつて、評価又は判断を伴うものをいう。
- 4 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づいて、特定の職業等の適任者の選任に係る事務であつて、選考に必要な調査の結果に関する評価又は判断を伴うものをいう。
- 5 「事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある」とは、開示することにより、今後の本人又は本人以外の者に対する公正な評価、判断が行えなくなり、また、評価、判断を行う者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は今後の関連する事務の適正な遂行が著しく困難になる可能性が客観的に認められる場合をいう。

## 第15条第7号 審議、検討等に関する情報

(7) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 【趣旨】

本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、開示することにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については、不開示としたものである。

### 【解釈】

#### 1 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「県の機関」とは、県の全ての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

「国」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間」とは、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

#### 2 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

#### 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が開示されると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第5号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれ

があり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

#### 4 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、県として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を開示すれば、買占め、売惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

#### 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、上記3と同様に事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

#### 6 「不当に」

上記3から上記5までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断される。

#### 7 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

## 第15条第8号 事務又は事業に関する情報

- (8) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣旨】

本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

### 【解釈】

#### 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(第8号本文)

##### (1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。したがって、開示することにより支障が生ずる場合は、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示とされる。

##### (2) 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ不開示とすることができることとする趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。

エ 「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第8号ア)

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税」には、国税、地方税がある。

カ 「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。

キ 「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法令違反行為等を助長したりするなどのおそれがある情報は不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示することにより、その後の法令等による規制を免れる方法を示唆するような情報は不開示とするものである。

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第8号イ)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく審査請求がある。

(2) 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第8号ウ)

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に



提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

**5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（第8号エ）**

人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

**6 「県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（第8号オ）**

県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、条例第15条第4号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

## 第15条第9号 本人の利益と相反する情報

(9) 第13条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

### 【趣旨】

本号は、法定代理人が開示請求を行った場合において、保有個人情報の本人と当該法定代理人の利益が相反する情報について、不開示情報としての要件を定めたものである。

### 【解釈】

通常、法定代理人による開示請求に対する開示は、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、法定代理人に開示することが必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に実施機関に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

## 第16条 部分開示

**第16条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 【趣旨】

本条第1項は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（不開示情報）が含まれている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 不開示情報が含まれている場合の部分開示（第1項）

##### (1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

条例第15条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

##### (2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗りまたは被覆を行い、情報の内容を消滅させることをいう。

なお、不開示情報に該当する部分を削除した上で、開示部分のみを繋ぎ合わせるなど、文書の原形を変更するような加工を行うことはできない。

イ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除く方法は、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、複写機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、「区分し分離することが困難」であるということにはならない。

##### (3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、

具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の判断に委ねられている。

## 2 個人識別性の除去による部分開示（第2項）

### (1) 「開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

ア 個人識別情報は、通常、個人を識別可能とする部分（氏名等）及びその他の部分（当該個人の行動の記録等）とから成り立っており、全体が一つの不開示情報を構成している。

このため、第1項の規定によっても、全体として不開示となることから、個人を識別可能とする氏名等を除いた部分を開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、部分開示とするよう特例を定めたものである。

イ 「（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）」こととしているのは、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第15条第3号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

### (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

氏名等の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合をいう。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や未発表の著作物等の情報は、個人を識別させる部分を除いてもなお、開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報である。

### (3) 「個人識別符号の部分を除くこと」

個人識別符号は情報単体で特定の個人を識別することができるものであるもので、当該情報については除かなければならない旨を規定している。

個人識別符号の定義については、条例第2条【解釈】1(5)参照

### (4) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

開示請求者以外の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた情報は、条例第15条第3号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

## 第17条 裁量的開示

**第17条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる場合について定めたものである。

### 【解釈】

不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

(条例第15条第1号に該当する情報(法令秘情報)については、本条による開示の余地はない。)

条例第15条第2号以下各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第15条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要があると認められる場合には、開示することができるものとするものである。

### 【運用】

- 1 運用に当たっては、個人又は法人の権利利益を不当に侵害することのないよう十分配慮することが望まれる。そのためには、実施機関は、不開示とすることにより保護される利益をなお上回る公益上の必要性の特別な理由を、文書で具体的に説明する必要がある。
- 2 本条により県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第24条第2項(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の手続が必要となる。

## 第18条 保有個人情報の存否に関する情報

**第18条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。(条例第19条参照)

したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第15条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

### 【解釈】

#### 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

#### 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第8条及び第14条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要と考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

なお、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

### 【運用】

本条を不当に拡大して適用するなど、濫用することのないよう厳正に運用する必要がある。

## 第19条 開示請求に対する措置

**第19条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が、開示請求に対して、開示（全部又は一部）又は不開示（不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 開示決定（第1項）

(1) 「開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし」

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

決定は、一件の開示請求につき複数行う場合もあり得る。例えば、開示請求に係る保有個人情報が大量である場合や、開示請求に係る保有個人情報のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した保有個人情報についてのみ開示決定等を行うことも可能である。

(2) 「その旨、並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない」

開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項を通知するものである。

なお、一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示決定の場合と同様、理由の提示が必要となる。また、行政不服審査法第57条に基づく教示、及び行政事件訴訟法第46条に基づく教示が必要である。

ア 開示の日時の指定に当たっては、事前に電話等により、請求者の意向を聴取するなど、開示請求者の利便を考慮するよう努めるものとする。

イ 開示の場所は、原則として、本庁各課等が保有する個人情報については行政情報センター、出先機関が保有する個人情報については当該出先機関、公安委員会及び警察本部が保有する個人情報については警察情報センター並びに県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報については当該地方独立行政法人とする。

#### 2 不開示決定（第2項）

(1) 「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）」

開示請求に係る保有個人情報について、その全てを開示しない場合（開示請求に係る複数の保有個人情報のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る保有個人情報のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には以下のケースが該当する。

ア 開示請求に係る保有個人情報全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開

示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。) )

イ 条例第18条の規定により開示請求を拒否する場合

ウ 開示請求に係る保有個人情報を当該実施機関が保有していない場合、又は開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する保有個人情報に該当しない場合

エ 開示請求の対象が、条例第58条に規定する本条例による開示請求の対象外のものである場合

オ 保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合

カ 権利濫用に関する一般法理が適用される場合 開示請求が権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。

## (2) 「その旨を書面により通知しなければならない」

開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をした旨を書面で開示請求者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る保有個人情報の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、沖縄県行政手続条例第8条及び第14条に基づく理由の提示（以下「理由の提示」という。）、行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき処分庁、審査請求をすることができる期間）及び行政事件訴訟法第46条に基づく教示（取消訴訟を提起することができる旨、訴訟をすることができる期間）（以下「審査請求等の教示」という。）を書面により行うことが必要である。

このうち、理由の提示については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

また、開示請求に係る保有個人情報に複数の不開示情報が含まれている場合や一の情報が複数の不開示情報に該当する場合には、それぞれについて、理由の提示が必要である。

なお、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由の提示をすることが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することもあり得る。



## 第20条 開示決定等の期限

**第20条** 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があった日から起算して15日以内）及び延長可能な期間（開示請求があった日から起算して最大45日以内）を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 開示決定等を行うべき期限（第1項）

##### (1) 「開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない」

ア 「開示請求があった日」とは、受付窓口で形式的不備のない開示請求書が到達した日を指す。

開示請求書を行政情報センターで收受した場合は、行政情報センターから実施機関あてに送付した開示請求書が実施機関に到達し、実施機関が当該開示請求書を受理した場合、行政情報センターで收受した日が「開示請求があった日」となる。

イ 「開示請求があった日から起算して15日以内」について、決定期間の満了日は、開示請求書を收受した日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となる。ただし、15日目が休日に当たるときは、休日の翌日をもって満了日とする。（※沖縄県の休日を定める条例（平成3年条例第15号）第2条参考）

ウ 本項は開示決定等の期限を定めた規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに条例第19条各項に規定する通知を行う必要がある。

##### (2) 「第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」

ア 「補正に要した日数」とは、実施機関が条例第14条第3項の規定により補正を求めから、開示請求者が補正書を実施機関に提出するまでの期間（実施機関の通知年月日から補正書の受理日の前日まで）を指す。この期間は、期間経過につき開示請求者に責があり、開示決定等の期間計算に含めることは適当でない。

なお、この規定がなくても期間計算は同様に解されるところであるが、明確化を図ったものである。

イ 形式上の不備のある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

ウ 開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなる。

**(3) 相当の期間を定めて補正を求めると、開示決定等の期限との関係**

条例第14条第3項において「相当の期間を定めて」補正を求めるとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示決定を行えないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。

**2 延長可能な期間（第2項）**

**(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」**

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る保有個人情報の量の多少、②開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、条例第24条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、保有個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合等が挙げられる。

**(2) 「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」**

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から起算して45日以内に処理すればよいことになる。

**(3) 「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」**

「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から起算して15日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」は、期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

(参考) 沖縄県の休日定める条例

(期限の特例)

第2条 県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りではない。

## 第21条 開示決定等の期限の特例

**第21条** 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

### 【趣旨】

本条は、著しく大量の保有個人情報の開示請求があった場合の開示決定等の期限の特例を定めたものである。

### 【解釈】

各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。

本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。

- (1) 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- (2) 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- (3) 相当の期間（上記(1)の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

## 1 「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

開示請求に対し、条例第20条第2項の規定を適用し処理期限を45日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

「開示請求があった日から起算して45日以内」は、明文の確認規定は設けていないが、形式上の不備がある開示請求については、補正に要した日数を除いた期間である。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

## 2 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」

「相当の部分」とは、開示請求を受けた実施機関が通常45日以内に開示決定等ができる分量を意味する。著しく大量の保有個人情報の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべき

である。

**3 「残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」**

当該開示請求に係る保有個人情報の全てを処理できない事情にかんがみ、残りの部分についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、実施機関は、ある程度のまとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの部分について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

**4 「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」**

本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、条例第20条第1項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

**(1) 「同条第1項に規定する期間」**

開示請求があった日から起算して15日間（補正に要した期間を除く。）を指す。

**(2) 「この条を適用する理由」（第1号）**

本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

**(3) 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」（第2号）**

最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全ての部分についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

## 第22条 理由付記

**第22条** 実施機関は、第19条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

### 【趣旨】

本条第1項は、条例第19条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、理由の提示が必要であること、又、その場合は、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである。

第2項は、第1項で提示した理由により保有個人情報の全部又は一部を開示しないときに、当該理由がなくなる期日を明示することができるときは、当該期日を書面に記載しなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 不開示決定（第1項）

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をする場合のほか、不存在の決定及び存否応答拒否をする場合を含むものである。

ア 不存在決定の理由としては、不作成、未取得、廃棄等がある。

イ 存否応答拒否をする場合の理由は、当該開示請求に係る保有個人情報が仮に存在する場合、どの不開示条項に該当し、当該保有個人情報の存在等を明らかにすることがなぜ不開示情報を明らかにすることになるのかを示さなければならない。

(2) 理由の付記は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、開示請求を拒否する処分を行う場合には、本条の趣旨に即し、不開示の理由を明確に付記しなければならない。

#### 2 不開示理由がなくなる期日の明示（第2項）

「当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、一定の期間を経過することにより、一部開示、不開示とした理由が消滅することが確実であり、その理由の消滅する期日を明示することができる場合をいう。

「期日」とは、確定している年月日のことであり、その期日が不確定の場合はこれに当たらない。

なお、この期日の明示は、保有個人情報を開示できるようになる期日を教示するものであり、当該保有個人情報について当該期日に開示をする決定ではない。したがって、開示請求者は、その期日以後に改めて、保有個人情報の開示請求をする必要がある。

## 第23条 事案の移送

**第23条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

### 【趣旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理がなされることがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

### 【解釈】

開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理がなされることがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

#### 1 移送の協議（第1項）

(1) 「（情報提供等記録を除く。）」について、情報提供等記録は、マイナンバーに係る事務において情報提供ネットワークシステムを通じた機関間のやりとりについてのアクセスログ情報であり、提供元へ移送した方が処理が迅速になる等のケースが想定されない。

番号法第31条第1項において、行政機関個人情報保護法第21条（事案の移送）は、情報提供等記録については適用除外とする旨の規定がされているため、条例においても、適用除外とした。

(2) 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

(3) 「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

(4) 「書面により通知」の内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

#### 2 開示決定等（第2項）

「移送前にした行為」には、条例第14条第3項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為を全て含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有

効となるよう規定したものである。

### 3 開示の実施（第3項）

(1) 移送の効果として、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確化するために規定したものである。

(2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。

例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供、②開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）、③他の実施機関が請求に係る保有個人情報が記録されている公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の写しの提供又は原本の貸与、④原本を閲覧する方法による開示の実施のための保有個人情報が記録されている公文書の貸与又は場所（当該保有個人情報を保有している組織の事務所等）の提供等の協力が考えられる。

### 4 その他

(1) 移送は、専ら実施機関内部の問題であることから、開示決定等の期限については、条例第20条第1項により、当初の開示請求のあった時点から進行する。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきものである。

(2) 開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わる（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。

(3) 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が当該開示請求に係る保有個人情報を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が当該開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合は、事案の移送の場合に当たらない点に留意する必要がある。

## 第24条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

- 第24条** 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第44条第3項及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則等で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

第三者に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとしている。特に、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとするときには、義務として当該機会を与えなければならないとしている。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を空けなければならないとしているが、これは開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項

本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めたものである。

意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。

#### (1) 「第三者に関する情報が含まれているとき」

意見を聴くことができる「第三者」の範囲から県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、これらの者の意見を聴く必要があるときは、



適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

(2) 「当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則等で定める事項を通知して」

ア 通知の目的は、第三者に対して意見書提出の機会を付与するものであることから、通知する情報の内容は、第三者が反対意見書を提出するか否かの判断を行うに当たって必要十分な範囲のものであれば足りる。

したがって、通知する「当該第三者に関する情報の内容」は、情報そのものではなく、当該第三者が、自己のどのような情報について開示がなされようとしているのかを認識するに足りる程度の内容（概要程度のもの）を意味する。

イ 「その他実施機関の規則等で定める事項」として、規則等で①開示請求の年月日、②意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を規定している。

(3) 「意見書を提出する機会を与えることができる。」

本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第3項の規定による手続を採ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、書面の提出によることとした。

開示・不開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が条例第15条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

## 2 第2項

(1) 本項は、不開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合は、当該保有個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

(2) 本項が適用されるのは、第三者に関する情報が含まれている場合であって、次の三つの場合のいずれかに該当し、保有個人情報を開示しようとするときである。

ア 開示請求者以外の個人に関する情報ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（条例第15条第3号イ）

イ 法人等情報ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（条例第15条第4号ただし書）

ウ 不開示情報が含まれている保有個人情報ではあるが、個人の権利利益を保護する観点から特に開示する必要性があると認められるもの（条例第17条）

(3) 「開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則等で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない」（第2項本文）

ア 「当該第三者」とは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要があること等を理由とする開示でなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る保有個人情報に含まれる他の情報に係る第三者は含まない。

イ 「その他実施機関の規則等で定める事項」として、具体的には、規則で第1項の規定による通知事項に加え、本項第1号又は第2号のいずれに該当するかを別及びその理由を定めている。

ウ 第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

(4) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」(第2項ただし書)

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合、第三者が死亡している場合や解散している場合は、本項ただし書の対象となる。

### 3 第3項

本項は、意見書提出の機会を与えられ、開示に反対する意見書を提出した第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

保有個人情報に含まれる第三者の情報が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示決定をしたときは、反対意見書を提出した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととしている。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て(行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下)をする必要がある。

(1) 「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき」

ア 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

イ 「開示決定をするとき」とは、保有個人情報の全部の開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

ウ 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到達した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮することは当然可能である。

(2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」

第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

(3) 「開示決定後直ちに、(中略)開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない」

ア 通知は、反対意見書を提出した第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

イ 「開示決定をした(中略)理由」とは、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないと判断した理由又は裁量的開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分全てについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一つずつ理由を加える必要はない。

ウ 「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では必ずしも確定日とはならないので、開示を実施することが見込まれる日でもよい。

## 第25条 開示の実施及び方法

- 第25条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則等で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定を受けた者は、第19条第1項の規定による通知があつた日から起算して90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示について、その実施の方法等を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 開示の方法（第1項）

##### (1) 「文書又は図画に記録されているとき」の開示の方法

ア 「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できるものに記録されている場合には、当該文書又は図画そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。

写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、マイクロフィルムであれば用紙への印刷、写真フィルムであれば印画紙への印画などの方法によることとなる。

イ 文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合は、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供すると、その保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、一度原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

##### (2) 「電磁的記録に記録されているとき」の開示の方法

電磁的記録の開示の方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則等で定める方法により行う」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したもの、フロッピーディスクや光ディスク（CD-R等）に複写したものの等の交付が定められている。（規則第11条参照）

## 2 開示決定の失効（第2項）

### (1) 「第19条第1項に規定する通知があった日から起算して90日以内に開示を受けなければならない」

開示の実施は、開示決定の通知があった日（開示請求者が開示決定通知書を受け取った日を指す。）から90日以内にならなければならないとしている。これは、実施機関は、保有個人情報について、適正な管理を求められていることから、開示決定時点の保有個人情報を保有し続けることは、正確性、安全性及び保存期間満了による廃棄等の点から問題があることから規定したものである。当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。

### (2) 「当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない」

開示の実施の期限を徒過したことにつき正当な理由があるときは、90日経過後であっても開示を受けることができることとして、開示決定に係る通知を受けた者の権利保護を図っている。

90日経過後に申出があった場合には、実施機関は、期間内に開示を受けることができなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。

## 3 本人確認規定の準用（第3項）

本項は、保有個人情報が他人に開示されることを防ぐため、条例第14条第2項に規定する本人確認を開示請求時だけでなく開示時においても行うことを定めたものである。

## 第26条 開示請求及び開示の特例

**第26条** 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条第1項及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより直ちに開示するものとする。

### 【趣旨】

本条は、各種試験結果など、情報の内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができるもので、一時期に集中して開示請求が見込まれる保有個人情報については、開示請求者の負担軽減を図るとともに事務の効率的な運用を図るため、条例第14条第1項の規定によらず口頭による開示請求ができることを定めたものである。

なお、本条は開示請求の特例として、開示をあらかじめ決定するものであり、条例第15条第8号の規定（利益相反行為）との整合性から、本人に限り行使を認め、法定代理人による請求は認めないものである。

### 【解釈】

#### 1 口頭による開示請求（第1項）

本項は、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭による開示請求を認めることとしたものである。

(1) 「あらかじめ定めた保有個人情報」とは、次の要件を満たす個人情報の中から定めるものとする。

- ア 開示に対する需要が高く、多くの個人から同種の開示請求がなされると見込まれるもの
- イ 定型的情報で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができるもの
- ウ 実務上、即時の開示に対応することが可能なもの
- エ 開示について即時性が要請されるもの

なお、あらかじめ定められた内容については、規則第12条に基づいて告示するものとする。

(2) 「口頭により」とは、開示請求書の提出によらず、口頭で開示請求ができることをいう。

本人の確認については、条例第14条第2項の規定（法定代理人に関する規定を除く。）の適用を受けるので、通常の手続きによる開示請求と同じく厳正に行う必要がある。

また、本項に基づいて口頭により開示請求ができる場合であっても、条例第14条第1項に定める開示請求手続により開示の請求をすることを妨げない。

なお、口頭による開示請求は、本人に限って認めるものであり、法定代理人による請求は認めていない。法定代理人が開示請求をしようとする場合は、条例第14条第1項の規定に基づき保有個人情報開示請求書を提出して行う必要がある。

#### 2 即時開示（第2項）

本項は、本条第1項の規定に基づいて口頭により開示請求ができると定めた保有個人情報について、開示請求がなされた場合には、実施機関はあらかじめ定めた方法により即時開示することを定めたものである。

(1) 「第17条第1項の規定にかかわらず」とは、本条に基づく開示請求に係る保有個人情報については、あらかじめ開示の判断はなされているので、条例第17条第1項に定める開示するかどうかの決定は行わず、即時開示することとしたものである。

(2) 開示の方法は、実施機関が別に定めるところによる」とは、本条による保有個人情報の開示は、その判断、手続を一律に行うことで開示手続の効率化を図るものであるから、開示方法についてもあらかじめ定めた方法のみで行うものである。

#### 【運用】

条例第26条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる保有個人情報は、以下の告示に基づく。

- ・ 令和元年7月16日沖縄県告示第266号
- ・ 平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- ・ 平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- ・ 平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号

## 第27条 他の法令等による開示の実施との調整

**第27条** 実施機関は、他の法令等（情報公開条例を除く。以下この条において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が第25条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示されることとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示等を定める他の法令等の規定との調整について定めたものである。他の法令等において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が条例第25条第1項本文の開示の方法（文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときには実施機関が定める方法）と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととしている。

### 【解釈】

#### 1 他の法令による開示の実施との調整（第1項）

##### (1) 「他の法令等」

「他の法令等」とは、法律、政令、府省令その他命令、条例をいう。本条の調整の対象となる規定は、開示請求者に対して開示することとされているものであつて、一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限られる。

##### (2) 「開示請求者」

「開示請求者」としたのは、本条例では、法定代理人による開示請求も認めていることから（条例第13条第2項）、本人のほか、法定代理人も含む趣旨である。

##### (3) 「保有特定個人情報を除く」

番号制度では、特定個人情報を閲覧できるウェブサイト（マイナ・ポータル）を通じて、自己の個人情報を閲覧できるようになり、マイナポータルによる開示の方が利便性が高い場合が想定されている。そのため、番号法では、他の法令等により同一の方法での開示が認められる場合にも、マイナポータルによる開示を認めることとしている。したがって、条例においても他の法令等による開示の実施との調整を行わず、開示請求の重複を認める。

##### (4) 「第25条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示されることとされている場合」

他の法令等の規定による開示の方法が条例第25条第1項の本文の開示の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、他の法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本条例では行わず、他の法令等によることとなる。その場合であっても、写しの交付の方法による開示については、本条例に基づく開示請求を行い、写しの交付を申し出ることができる。

他の法令等の規定により開示を行う主体には、開示請求に係る実施機関のみならず、他

の実施機関、地方独立行政法人も含まれる。

(5) 「(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)」

他の法令等における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令等の規定に定める開示の方法が条例第25条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合には、本条例では、当該同一の方法による開示を行わない。当該期間外においては、本条例に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

(6) 「当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」

他の法令等の規定において、開示請求者に保有個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「〇〇のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

## 2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるとき(第2項)

「縦覧」は、条例第25条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々に保有個人情報の内容が明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、条例第25条第1項本文の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。



## 第28条 費用負担

**第28条** 第25条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報記録された公文書（同項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、保有個人情報記録された公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「写しの交付」に要する費用の徴収は、実費徴収としての性格を有するものである。
- 2 「写しの作成及び送付に要する費用」とは、写しの作成に要する複写料及び送付に要する郵送料等である。

### 【運用】

- 1 公文書の写しには、文書又は図画の場合は、複写機により複写したもの及びスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写したもののほか、電磁的記録の場合は、録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、CD-R、DVD-Rに複写したものもある。
- 2 写しの交付に要する費用として徴収する額のうち、写しの作成に要する費用の額は、規則の別表その他実施機関の規則等で定めるところによるものとし、写しの送付に要する費用の額は、郵便料金（簡易書留）とする。なお、用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 3 複写機による作成については、日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）までの大きさの用紙を用いることとする。A3を超える大きさの場合は、原則としてA3までの大きさの用紙による分割複写により処理し、処理に要した用紙の枚数で計算するものとする。
- 4 規則の別表の区分の欄に掲げる複写の方法は、実施機関が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 5 規則の別表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。
- 6 費用徴収を行う機関は、以下のとおりとする。
  - (1) 本庁 行政情報センター（企業局及び病院事業局においては各局所管課）
  - (2) 出先機関 開示請求を受けた出先機関
  - (3) 公安委員会及び警察本部 警察情報センター
  - (4) 県が設立した地方独立行政法人 開示請求を受けた当該地方独立行政法人
- 7 費用の徴収は、費用徴収を行う機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）の出納員又は金銭分任出納員、県が設立した地方独立行政法人が行うものとする。この場合の歳入の科目

は、(款) 諸収入・(項) 雑入・(目) 雑入・(節) 雑入 (県が設立した地方独立行政法人を除く。) とする。

8 費用徴収については、写しの作成に要する複写料は現金、郵便為替、現金書留又は納入通知書 (行政情報センター、警察情報センター及び県が設立した地方独立行政法人を除く。) とし、写しの送付に要する郵便料金は切手 (簡易書留料金) とする。

9 写しの作成に要する複写料については、消費税法第6条第1項、同法別表第1及び別表第3に基づき、非課税となる。

## 第2節 訂正

### 第29条 訂正請求権

**第29条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第27条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。

#### 【解釈】

##### 1 訂正請求権（第1項）

- (1) 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」

本条例の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、本条例等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手續上の一貫性を確保しようとしたことによる。

##### ア 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（第1号）

実施機関が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

##### イ 「開示決定に係る保有個人情報であって、第27条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第2号）

本条例の開示決定に係るものであれば、他の法令等の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。

- (2) 「内容が事実でないと思料するとき」

本条は、条例第5条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

なお、訂正請求を行うに当たっては、本人は、請求の「趣旨及び理由」を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。（条例第30条【解釈】参照）

（参考）「評価」に関する情報の取扱いについて

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決

定をすることとなる。本条例における訂正請求制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は実施機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。

**(3) 「保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）」**

訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

**(4) 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」**

保有個人情報の訂正について、他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法令等の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手續によることとなる。

**2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の訂正請求権（第2項）**

本人の権利利益の保護の観点から、未成年者及び成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。）について代理請求を認めている。（条例第13条第2項に規定）

**3 訂正請求の期限（第3項）**

保有個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内としている。

## 第30条 訂正請求の手続

**第30条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
  - (4) その他実施機関の規則等で定める事項
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料及び訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### 【趣旨】

本条は、所定の事項を記載した書面により訂正請求を行うべきこと等を定めるとともに、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 訂正請求書（第1項）

##### (1) 書面主義

訂正請求は、書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。書面の提出は、実施機関の受付窓口を持参して行うほか、訂正請求書を送付して行うこともできる。ファクシミリによる提出は認めていない。

##### (2) 訂正請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、訂正請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な訂正請求となり条例第32条第2項による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第3項の補正を求めることになる。

なお、訂正請求書の記載は日本語で行わなければならない。

##### ア 「訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所」（第1号）

訂正請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

##### イ 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」（第2号）

開示を受けた日が特定されれば、訂正請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから、「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」を記載することとしたものである。

開示を受けた日を請求者が失念している場合は、保有個人情報を特定するに足りる情報を記載する必要がある。

##### ウ 「訂正請求の趣旨及び理由」（第3号）

「訂正請求の趣旨」とは、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

## 2 訂正請求に係る証明資料の提出及び本人確認（第2項）

### (1) 「当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料」

「当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料」とは、開示された個人情報 が事実と合致していないこと及び訂正請求をしようとする者の主張する内容の方が事実と合致 していることを証明する資料をいう。例えば、氏名や生年月日、住所、家族の状況については 戸籍謄本など、資格については免許証や資格証明書などが考えられる。

実施機関は、この資料をもとに、訂正請求をしようとする者の請求の内容が事実と合致 しているかどうかを確認するために必要な調査を行うものである。

### (2) 本人確認

条例第14条【解釈】2、規則第5条、取扱要綱第3-2-(2)参照

## 3 訂正請求書の補正（第3項）

### (1) 「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、本条第1項の記載事項が記載されていない場合をいう。

訂正請求に係る個人情報が条例第29条第1項第1号及び第2号に該当しない場合や、同 条第3項の期限を経過した後に訂正請求がなされた場合は、「形式上の不備」には当たらない と解される。これらは、請求の本質的な内容であり、その変更は訂正請求の本質を失わ せるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不 備」に該当しないこれらの請求があった場合には、条例第32条第2項により訂正をしない 旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で訂正請求を行うことを教示する など、適切な情報提供を行うことが望ましい。

### (2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

ア 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別 の事案に即して、実施機関が判断する。

イ 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過 しても、訂正請求書の不備が補正されない場合は、当該訂正請求に対して条例第32条第2 項による訂正しない旨の決定を行うことになる。

ウ 実施機関が補正を求めた場合は、補正に要した期間は、訂正決定等の期限（条例第33条） に含まれない。

エ なお、軽微な不備（明らかな誤字、脱字等）がある場合には、実施機関において、訂正 請求者に確認の上、職権で補正することができるものである。

## 【運用】

1 受付窓口については、条例第14条（開示請求の手続）と同様である。

2 訂正請求書は、訂正請求をしようとする者が、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は その法定代理人であることを確認した上で受け付けなければならない。

3 訂正請求書の受付は、次の要件を満たしていることを確認した上で行わなければならない。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の内容が、開示決定を行った内容と相違ないこと。

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の内容が、事実に関するものであること。

(3) 事実を証明する資料が添付されていること。

## 第31条 保有個人情報の訂正義務

**第31条** 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

### 【趣旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

#### 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

(1) 訂正請求制度は、実施機関の努力義務として定めている条例第10条第1項（正確性の確保）を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は条例第10条第1項と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(2) 訂正請求に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

(3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該訂正請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

## 第32条 訂正請求に対する措置

**第32条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が、訂正請求に対して、保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 訂正決定とその通知（第1項）

訂正請求どおりに訂正を行う場合においても、単に訂正を行うだけでなく、訂正請求者に対して訂正する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を訂正する場合も含まれる。

訂正しない部分については、訂正しない旨の決定と同様、理由の提示及び審査請求等の教示が必要となる。

#### 2 訂正をしない旨の決定とその通知（第2項）

(1) 訂正請求に理由があると認められないとき、訂正が利用目的の範囲を超える場合は、訂正をしない旨の決定をすることとなる。

なお、調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合は、本項に基づき訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、必要な場合は職権で訂正が行われるべきことは当然である。

(2) 訂正決定等も、開示決定等と同様に行政処分であり、訂正しない旨の通知を行う際には、理由の提示及び審査請求等の教示を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を訂正しない旨の決定通知書に併記することになる。

（参考）訂正請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

開示の場合、第三者に関する情報が一度開示されてしまえば、開示されなかった状態に戻すことは不可能であるのに対し、訂正の場合は、第三者に関する情報が訂正されたとしても、第三者があらためて訂正請求を行い、請求に理由があれば訂正されることから、第三者意見聴取手続を設けていない。



### 第33条 訂正決定等の期限

**第33条** 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内になければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、訂正決定等を行うべき原則的期限（訂正請求があった日から起算して30日以内）及び延長可能な期間（延長後は訂正請求があった日から起算して最大60日以内）を定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 訂正決定等を行うべき原則的期限（第1項）

開示決定等の場合と同様、訂正決定等の期限を設けることとし、その期限については旧条例の規定と同様の「30日以内」とした。

##### 2 延長可能な期間（第2項）

訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、訂正をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第1項の期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、実施機関は、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第1項の期限を30日以内に限り延長することができることとした。

期限の延長を行う場合、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

## 第34条 訂正決定等の期限の特例

**第34条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

### 【趣旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

### 【解釈】

- 1 訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、条例第33条第2項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。

このため、実施機関は、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとした。

- 2 「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、条例第33条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて訂正請求があった日から起算して30日間）内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、訂正決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない。

## 第35条 事案の移送

- 第35条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第23条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

### 【趣旨】

本条は、他の実施機関への訂正請求事案の移送について、その要件及び手続を定めたものである。

訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関に移送した事案についての開示に係るものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

### 【解釈】

#### 1 移送の協議（第1項）

##### (1) 「他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」

「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき」のほか、訂正請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

##### (2) 「（情報提供等記録を除く。）」

##### (3) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。」

##### (4) 「事案を移送した旨を書面により通知」

これらについては、条例第23条【解釈】1を参照

#### 2 訂正決定等（第2項）

条例第23条【解釈】2参照

#### 3 訂正の実施（第3項）

訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた実施機関が訂正決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る保有個人情報を保有する実施機関が行う必要がある。このため、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならないこととしたものである。

## 第36条 保有個人情報の提供先への通知

**第36条** 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めたものである。

訂正請求制度は、実施機関の保有する保有個人情報の内容が事実でない場合に、保有個人情報の本人に訂正請求の権利を認めたものである。訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があつた実施機関の保有する保有個人情報である。しかし、訂正の実施をした実施機関が、当該保有個人情報を第三者に提供しており、その提供先の実施機関等において誤った保有個人情報が利用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしている。

### 【解釈】

#### 1 「必要があると認めるとき」

通知は提供元の実施機関の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断されることとなる。

#### 2 「保有個人情報の提供先（中略）に対し、（中略）通知する」

- (1) 訂正を実施した実施機関は、提供先の利用目的に照らして相当の理由（又は特別の理由）があると判断して保有個人情報を提供したものであるから、条例第8条（提供制限規定）の趣旨から、その利用目的に照らして必要があると認めるときは、提供先に対して訂正の通知をすることが適当である。
- (2) 提供元への通知について規定していないのは、一般的には、事案の移送手続がなされる場合が多いこと、仮に移送しない場合においても訂正を実施した実施機関において提供元の利用状況について把握すべき立場にないことから、あえて通知すべきこととはしていない。

#### 3 「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（中略）に対し」

マイナンバー事務に係る情報提供等記録は、情報の照会者、提供者、条例事務に係る情報照会者及び提供者、並びに情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものである。このことから番号法は、訂正を実施した場合にこれらの関係機関へ通知しなければならないこととしており、また、番号法第26条により、同法第23条の情報提供等記録（アクセスログ）の条文が条例事務に適用となるため、本条において「第26条において準用する場合を含む。」と規定し通知することとしている。

### 第3節 利用停止

#### 第37条 利用停止請求権

**第37条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、本条例の規定に違反して収集されたものであるとき、個人情報取扱事務の目的以外の目的で利用又は提供されているとき等においては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 個人情報の利用停止請求権（第1項）

本項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれている。

利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①適法かつ公正な手段で収集されたものでない、②所定の例外事由に該当しないにもかかわらず要配慮個人情報を収集している、③利用目的の達成に必要な範囲を超えて収集されている、④所定の例外事由に該当しないにもかかわらず本人以外のものから収集している、⑤所定の例外事由に該当しないにもかかわらず個人情報取扱事務の目的以外の目的で利用又は提供されている、又は⑥オンライン結合の制限に違反して提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

なお、本項の趣旨としては、実施機関が組織的な意思決定に基づいて適法に収集、保有又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

また、特定個人情報の利用停止請求権は第37条の2として別立てしているため、本条から除いている。

##### (1) 「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第1号）

ア 次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

(ア) 「第7条の規定に違反して収集されたとき」（適法かつ公正な手段で収集したものではないとき、必要な範囲を超えて個人情報を収集したとき、要配慮個人情報の収集、本人以外からの収集）

例えば、暴行、脅迫等の手段により収集した場合、個人情報の収集について定めた個別法規に違反して収集した場合、条例第7条第2項に違反して要配慮個人情報を収集した場合、第7条第3項の規定に違反して本人以外から収集している場合等をいう。

また、第7条第1項の規定に違反して、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集している場合についても、請求の対象となる。当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(イ) 「第8条の規定に違反して利用されているとき」

本条例が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。

ウ 「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(2) 「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求（第2号）

ア 「第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき」とは、本条例が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合、又は第9条第2項の規定に違反して、オンライン結合により保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

イ 「提供の停止」とは、以後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではないが、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、提供先と連絡をとりつつ適切な措置を講じる必要がある。

(3) 「利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」（本文ただし書）

保有個人情報の利用停止について、他の法令等により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令等によることとしたものである。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の利用停止請求権（第2項）

本人の権利利益を保護する観点から、未成年者及び成年被後見人の法定代理人について代理請求を認めている。（条例第13条【解釈】2(1)参照）

3 利用停止請求の期限（第3項）

訂正請求と同様、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行う期間を保有個人情報の開示を受けた日から90日以内としている。

たとえ請求期間が徒過したとしても、再度開示請求を行えば利用停止請求をすることが可能である。

## 第37条の2 保有特定個人情報の利用停止請求権

**第37条の2** 何人も、第29条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有特定個人情報について、本条例の制限規定に違反して取り扱われたと認める場合、または、番号法の制限規定に違反して取り扱われたと認める場合においては、何人も、当該保有特定個人情報の利用停止を請求することができることを定めたものである。

ただし、情報提供等記録については、実施機関の中間サーバー等電子計算機において自動保存されるものであり、目的外利用及び提供に違反した事態が想定されないこと等から、利用停止の請求をすることができない。

### 【解釈】

#### 1 保有特定個人情報の利用停止請求権（第1項）

本項は、実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれている。利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有特定個人情報が、①事務の目的以外の目的で利用されている、②適法かつ公正な手段で収集若しくは保管されたものでない、③番号法に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている、④番号法第19条各号に定められた事項以外で提供されている、のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

##### (1) 「保有特定個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第1号）

次のいずれかに該当すると認めるときは、利用停止を請求することができる。

###### ア 「第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき」

番号法は、個人番号を利用することができる事務の範囲を限定している。具体的には個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられた事務及び地方公共団体が番号法第9条第2項に基づき条例で定めた事務）、個人番号関係事務（番号法第9条3項に規定されている事

務)及び番号法第19条第11号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務(番号法第9条第5項)であり、これらの範囲を超えて個人番号を利用することはできない。これら番号法で規定された事務以外の目的では利用は出来ない旨を原則禁止した条例第8条の2第1項の規定に違反して利用されている場合をいう。

イ 「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」

番号法第20条では、番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはいけない旨を規定おり、当該規定に違反した収集若しくは保管されている場合をいう。

ウ 「番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(中略)に記録されているとき

番号法第28条では、特定個人情報ファイルの作成を制限しており、個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない規定になっており、当該規定に違反した特定個人情報ファイルが作成されている場合をいう。

## (2) 「保有特定個人情報の提供の停止」の措置の請求(第2号)

「第8条の2第3項の規定に違反して提供されているとき」

番号法第19条は特定個人情報の提供ができる場合を限定列挙している。

条例第8条の2第3項では、保有特定個人情報の提供の番号法上の制限について注意喚起を促す趣旨で入念的に規定しており、同項に違反すると認めるときは利用停止を請求することができる。

## 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の利用停止請求(第2項)

保有特定個人情報については、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であるため、本人又はその法定代理人だけでなく、任意代理人による請求を認めている。(条例第13条【解釈】2(2)参照)

## 3 利用停止請求の期限(第3項)

訂正請求と同様、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行う期間を保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内としている。

たとえ請求期間が徒過したとしても、再度開示請求を行えば利用停止請求をすることが可能である。



## 第38条 利用停止請求の手續

**第38条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
  - (4) その他実施機関の規則等で定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第37条第2項又は前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### 【趣旨】

本条は、利用停止請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと等を定めるとともに、利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正の手續について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 利用停止請求書（第1項）

##### (1) 書面主義

条例第30条【解釈】1(1)参照

##### (2) 利用停止請求書の記載事項

条例第30条【解釈】1(2)参照

ア 「(情報提供等記録を除く)」(第2号)については、条例第37条の2【趣旨】ただし書参照

イ 「利用停止請求の趣旨」(第3号)とは、条例第37条第1項、同第37条の2第1項により求める措置の内容であり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

ウ 「利用停止請求の理由」(同号)とは、請求者が条例第37条第1項、同第37条の2第1項に該当すると考える根拠であり、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されている必要がある。

#### 2 本人確認（第2項）

条例第14条【解釈】2、規則第5条、取扱要綱第3-2-(2)参照

#### 3 利用停止請求書の補正（第3項）

##### (1) 「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていないことをいう。

利用停止請求に係る個人情報が条例第29条第1項第1号及び第2号に該当しない場合や、条例第37条第3項の期限を経過した後に利用停止請求がなされた場合は、「形式上の不備」

には当たらないと解される。これらは、請求の本質的な内容であり、その変更は利用停止請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。

なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、条例第40条第2項により利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で利用停止請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

条例第30条【解釈】 3(2)参照

## 第39条 保有個人情報の利用停止義務

**第39条** 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、実施機関が、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、条例第37条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

#### 2 「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

(1) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、条例第37条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

(2) 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

(3) また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

#### 3 「(情報提供等記録を除く)」

条例第37条の2【趣旨】ただし書参照

#### 4 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

## 第40条 利用停止請求に対する措置

**第40条** 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が、利用停止請求に対して、利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 利用停止決定とその通知（第1項）

- (1) 請求どおりに利用停止を行う場合においても、単に利用停止を行うだけでなく、利用停止請求者に対して利用停止する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を利用停止する場合も含まれる。利用停止しない部分については、利用停止をしない旨の決定と同様、理由の提示及び審査請求等の教示が必要となる。
- (2) また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止するような場合も、本項の利用停止決定に含まれる。このような場合も、消去でなく利用の停止を行った理由の提示及び審査請求等の教示が必要となる。
- (3) 「(情報提供等記録を除く)」については、条例第37条の2【趣旨】ただし書参照

#### 2 利用停止をしない旨の決定とその通知（第2項）

- (1) 利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止をすることにより「当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をしない旨の決定をすることとなる。
- (2) 利用停止決定等も、開示決定等と同様に行政処分であり、利用停止をしない旨の通知を行う際には、理由の提示及び審査請求等の教示を書面により行うことが必要である。通常は、これらの事項を利用停止しない旨の決定の通知書に併記することになる。

(参考) 利用停止請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

開示の場合と異なり、仮に第三者の利益に係る保有個人情報の取扱いが問題となっても、第三者が事後的に利用停止決定等を争うことが可能であることから、第三者意見聴取手続を設けていない。

## 第41条 利用停止決定等の期限

**第41条** 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき期限（利用停止請求があった日から起算して30日以内）及び延長可能な期間（延長後は利用停止請求があった日から起算して最大60日以内）を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 利用停止決定等を行うべき期限（第1項）

開示決定等及び訂正決定等の場合と同様、利用停止決定等の期限を設けることとし、その期限については「30日以内」とした。（条例第20条【解釈】1及び同第33条【解釈】1を参照）

#### 2 延長可能な期間（第2項）

期限の延長を行う場合、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。（条例第20条【解釈】2及び同第33条【解釈】2を参照）

## 第42条 利用停止決定等の期限の特例

**第42条** 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

### 【趣旨】

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

### 【解釈】

本条を適用する場合、実施機関は、条例第41条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて利用停止請求があった日から起算して30日間）内に、利用停止請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、利用停止決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない。（条例第21条【解釈】及び同第34条【解釈】を参照）

#### 第4節 審査請求

##### 第42条の2 県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求

**第42条の2** 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

#### 【趣旨】

本条は、県が設立団体である地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対して、行政不服審査法の規定による審査請求ができることを確認したものである。

#### 【解釈】

- 1 行政不服審査法の「行政庁」とは、処分権限を有する者をいい、一般には国又は地方公共団体の機関がこれに該当するが、個々の法令において独立行政法人、特殊法人、認可法人のほか、いわゆる指定法人等に処分権限が与えられている場合もある。
- 2 本条例では、第2条第7項で「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関であると規定したことにより、当該地方独立行政法人に開示等決定の処分権限を付与することとなるため、当該地方独立行政法人は行政不服審査法にいう「行政庁」と解されることとなる。なお、県が設立団体である地方独立行政法人には、上級行政庁が存在しない。
- 3 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合には、条例第44条の規定に従い、原則として沖縄県個人情報保護審査会に諮問を行わなければならない。その後の手続等は、知事等の実施機関と同様である。

## 第43条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

**第43条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

### 【趣旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に定める審理員の指名に係る規定を適用しないことを定めたものである。

### 【解釈】

1 行政不服審査法第9条第1項は、審査請求を受けた行政庁（審査庁）が、審査庁に所属する職員のうちから、審理手続を行う者（審理員）を指名すること等を規定しているが、同項ただし書において、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名に関する規定を適用しないことができるとされている。

この審理員の指名手続は、審査請求に係る処分について、原処分に関与していない審査庁の職員が、自己の名において審理手続を主宰することにより、審理・裁決の公平性を確保することを趣旨とするものであるが、本条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、従来から、第三者機関である審査会において実質的審理が行われており、審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするものである。

2 「審理員の指名に関する規定」の適用を除外したことにより、同法第9条第3項の読み替え規定に基づき、弁明書の作成や送付（同法第29条第2項、第5項）、反論書や意見書の提出期間の設定（同法第30条第1項、第2項）、審理手続の終結（同法第41条各項）など、本来、審理員が実施する事務は審査庁において実施することとなる。



## 第44条 審査会への諮問

**第44条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

### 【趣旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査請求を受けた実施機関に対し、原則として審査会に諮問をするとともに、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを義務付けるものである。

### 【解釈】

#### 1 審査会への諮問義務（第1項）

(1) 「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき」

ア 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、これらの決定について不服がある者は、同法により、処分庁の最上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁に対する審査請求）をすることができる。

イ これらの決定に審査請求が行われる場合としては、不開示決定、訂正しない旨の決定、利用停止しない旨の決定に対して請求者が当該決定の取り消しを求める場合や、第三者に関する個人情報を含む情報の開示決定に対して第三者が取り消しを求める場合がある。

また、第三者から審査請求があった場合における開示決定の執行停止については、行政不服審査法に基づく手続によるものである（行政不服審査法第25条参照）。その場合、実施機関は、職権で当該個人情報の開示又は一部開示の実施を停止し、当該開示請求者

にその旨を通知するものとする。

なお、不作為に対する審査請求の場合も、同様に審査会への諮問を要するものである。

(2) 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、(中略) 沖縄県個人情報保護審査会に諮問しなければならない」

ア 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、審査請求を受けた実施機関を意味する。

イ 「裁決」とは、処分庁が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に対し、審査庁(本庁担当課が行った処分の場合、当該本庁担当課。出先機関が行った処分の場合、本庁所管課)が行う判断行為をいう。(警察本部長が実施機関の場合は、公安委員会が審査庁)

ウ 審査請求の審査は、行政不服審査法に基づき、審査請求を受けた実施機関が行うものであるが、条例においては、当事者である実施機関の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、審査会に対する諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決すべきこととした。

## 2 審査会への諮問義務の例外(第1項各号)

審査会に諮問をする必要がない場合として、本条第1項第1号から第4号までに該当する場合を諮問義務の例外として掲げている。

(1) 「審査請求が不適法であり、却下する場合」(第1号)

行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項に基づき却下する場合を意味する。

なお、「却下」とは、本案の審理を拒絶するという判断であり、この判断は、「裁決」によって示されることになるため、審査請求が不適法である場合であっても、審査庁は「裁決」でその判断を示さなければならない。

本号に該当するケースとしては、例えば、次のような場合がある。

ア 審査請求が審査請求期間(原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内」。行政不服審査法第18条参照)の経過後にされたものであるとき。

イ 審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。

ウ 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。

エ 存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求であるとき。

オ 審査請求の記載の不備について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき(行政不服審査法第23条参照)。

(2) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)(第2号)

ア 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、諮問義務の例外としている。この場合に該当する例としては、実施機関が当初の決定を行った後、審議検討中で開示出来ない状況にあったものが、審議検討が終了し開示できる状態になった場合や、訴訟中の同種の情報の取扱いについて裁判所の判断が示された場合等が考えられる。

ただし、第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはして

いない。

イ 「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であることを理由として、不開示決定を取り消す場合等を意味する。

審査庁が裁決で不開示決定を取り消した場合、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条）ので、原処分庁は開示決定を行うことになる。

ウ 「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた保有個人情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。

エ 「(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」とは、紛争の一回的解決を図る趣旨である。

反対意見書を提出した第三者のような利害関係が相反する者が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、不開示決定を取り消し、保有個人情報の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、審査会制度を設けた趣旨にかんがみ、このようなケースについては、審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、条例第24条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、保有個人情報の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、個人情報の全部を開示することにより、意見書を提出した第三者の権利利益を害するおそれがあることから、諮問義務の例外事由の例外として諮問をしなければならないこととした。

(3) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合」（第3号）、「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合」（第4号）

訂正決定等及び利用停止決定等に関しても、開示決定等（第2号）と同様の趣旨で、審査会への諮問義務の例外について規定している。

なお、訂正請求及び利用停止請求に関しては、第三者意見聴取制度を設けていないことから、第2号括弧書に相当する規定は設けていない。

### 3 弁明書の添付（第2項）

本項は、実施機関が、審査会へ諮問する際は、弁明書の写しを添付しなければならないことを定めたものである。

弁明書とは、処分についての審査請求であれば当該処分を行ったこと、不作為についての審査請求であれば処分を行っていないことの理由を説明した書面である。

### 4 諮問の通知（第3項）

本項は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを諮問実施機関に義務付けるものである。

(1) 審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの権利を行使できるよう、審査会における調査審議の手続が始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は、審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに通知しなければならないこととした。

(2) 「諮問をした旨を通知しなければならない」とは、審査会に諮問した実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである。反対意見を提出した第三者には、この通知により、参加人になる機会を保障することとなる。

(3) 通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな者（反対意見を提出した第三者）としている。

ア 第1号に規定する「審査請求人」とは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって、行政不服審査法第13条1項又は2項の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求に参加人として参加した者をいう。

イ 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになる。

ウ 第3号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

## 第45条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

**第45条** 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決又は決定を行う場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保すること等を目的とするものである。

### 【解釈】

#### 1 「第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する」（本文）

本条各号のいずれかに該当する場合には、条例第24条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

条例第24条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

#### 2 「開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決」（第1号）

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該保有個人情報は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示する日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした。

#### 3 「審査請求に係る開示決定等（中略）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）」（第2号）

開示請求に係る保有個人情報の開示決定に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の権利保障を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示する日との間に2週間以上の期間を置くこととした。

#### 4 その他

- (1) 本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。
- (2) 裁決により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消さ

れた結果、処分庁が再度行う当該保有個人情報の開示決定は条例第19条第1項に基づくものであるから、第24条第3項が適用され、開示決定の日と開示する日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

- (3) 保有個人情報の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る保有個人情報の開示に対する執行停止の効力はないが、同条第2項若しくは第3項の規定により、処分の取消しを求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととする。

#### 第46条 答申の尊重

**第46条** 諮問実施機関は、第44条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、諮問実施機関は、当該審査請求に係る裁決に当たっては、審査会の答申を十分に尊重して行わなければならないことを義務付けたものである。

#### 【解釈】

審査会は、附属機関としての性格上、決定権を有せず、その判断に法的拘束力は生じないが、審査会の制度上の設置目的からして、諮問実施機関は、審査会の答申を尊重して審査請求についての裁決を行わなければならないものである。

## 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

### 第47条 指導及び助言

**第47条** 知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

#### 【趣旨】

本条は、事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、自ら個人情報の保護措置を講ずることができるよう、知事は、事業者に対し指導及び助言すべきことを定めたものである。

個人情報保護法第12条において、地方公共団体は区域内の事業者への支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、本条においてその措置を定めた。

事業者が個人情報を取り扱う目的、内容等については、事業者の業種、業態によって多種多様である。そこで知事は、事業者団体等を通じて、あるいは個々の事業者に対して、個人情報保護の重要性を認識させ、自主的に個人情報保護のために必要な措置がとられるよう指導及び助言することを規定したものである。

#### 【解釈】

- 1 「適切な措置」とは、事業者が自主的に個人の権利利益を保護するための個人情報の取扱基準を定めるほか、業務における個人情報の取扱いを見直す等の措置を講ずることをいう。
- 2 「指導及び助言」とは、事業者が自主的に個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するための必要な措置を講ずることができるようにすることをいう。

例えば、次のようなことが考えられる。

- ・ 個人情報の保護に関する研修会等の開催
- ・ 事業者の意識啓発のためのパンフレット等の作成、配布
- ・ 事業者からの保護措置に係る相談に応じた個別指導

#### 【運用】

行政情報センターは、個人情報に関する県の総合窓口と位置付けられていることから、事業者からの個人情報の取扱いに関する相談を受けたときは、同センターにおいて、業種等に係る法令等を所管する関係課等と連絡調整しながら適切に対応するものとする。

関係課等においては、個人情報保護委員会から示されたガイドラインに沿った、若しくは準じた指導助言を行うものとする。



## 第48条 指針の作成及び公表

**第48条** 知事は、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、公表するものとする。

### 【趣旨】

本条は、事業者が自主的に個人情報の保護措置を講ずることを基本とし、知事は、事業者が個人情報を取り扱う際によりどころとなる指針を作成し、公表すべきことを定めたものである。

平成27年9月の個人情報保護法改正により5,000人以下の個人情報を取り扱う小規模取扱事業者についても同法の適用を受けることとなった。しかし、法は、義務や規制の対象事業者を個人情報データベースを事業の用に供する個人情報取扱事業者としているため、個人情報データベースを扱わない事業者については、法の適用対象外となる。

法適用外事業者についても、法の理念に即した個人情報の適正な取扱いは必要となるため、本条において、法の適用を受けない事業者を対象として指針を定める。

### 【解釈】

- 1 「準拠すべき指針」については、「個人情報保護法」の個人情報取扱事業者に係る規定等を踏まえて作成するものとする。
- 2 「公表」は、事業者はもとより広く一般に周知させるため、県公報に登載して行う。
- 3 個人情報データベース等を扱わない事業者として次のような事例が想定される。
  - (1) 他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺やアドレスを分類して事業に利用している場合
  - (2) アンケートの回答を、氏名、住所等により分類整理されていない状態で保管し、事業に利用している場合
  - (3) 市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等のみを事業に利用している場合（独自の整理された名簿等がない）
  - (4) 個人経営の売店や共同売店などで、顧客の「氏名」や「連絡先」など検索性を有しない（五十音順に並べるなどしていない）状態で事業に利用している場合

## 第49条 苦情相談の処理

**第49条** 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、県民等からの苦情相談があった場合の知事の責務について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 個人情報保護法第13条において、地方公共団体は事業者と本人との間に生じた苦情の処理等に務めなければならないとされている。  
これを受け、本条において県に苦情相談の窓口を設置し、県民等からの苦情や要望に対し、迅速かつ適切に処理すべきことを義務付けるものとする。
- 2 本条の苦情相談は、事業者が行う個人情報の取扱い全般を対象とするものであり、その申出者に制限はない。
- 3 苦情相談の申出の方法は、書面でも口頭でもよいものとする。

### 【運用】

- 1 行政情報センターは、個人情報の取扱いに関する県の総合窓口と位置づけられていることから、県民等からの苦情について、事業者を所管する関係課等及び県民生活センター等と連絡調整しながら適切に対応するものとする。
- 2 行政情報センターは、苦情相談を受け付けた場合には苦情処理簿を作成し、当該苦情の内容に関する業務の所管課等へ送付するものとする。
- 3 所管課等は、苦情相談を受け付けた場合及び行政情報センターから苦情処理簿の送付を受けた場合、当該苦情相談の内容やその処理内容を苦情処理簿に記録し、行政情報センターへ報告するものとする。

## 第5章 沖縄県個人情報保護審査会

### 第50条 設置及び組織

**第50条** この条例の規定に基づく諮問に係る事項を調査審議するため、沖縄県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べ、又は個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、若しくは建議することができる。
- 3 審査会は、知事が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関としての審査会を設置すること、及びその組織について定めたものである。

#### 【解釈】

- 1 「この条例の規定に基づく諮問に係る事項」とは、全ての実施機関の諮問に係るということである。審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外の実施機関からの諮問に対しても審議を行うものである。
- 2 審査会は、自己情報の開示等の請求に対して実施機関が行った決定に関する審査請求の案件についての審査機能とともに、個人情報保護制度の運営に関しての審議機能もあわせて有するものである。
- 3 「特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べ」とは、番号法第28条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、実施機関からの諮問に対して審議をし、答申を行うものをいう。
- 4 「個人情報の保護に関する重要事項」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、本制度の推進を図るために必要な事項等をいう。
- 5 委員は再任されることができることとしている（第5項）。また、任期が満了しても後任者が不在である場合を想定し、その際の調査審議の停滞を回避するため、後任者が任命されるまでは任期満了後も引き続き職務を行うこととしている（第6項）。
- 6 第7項は、審査会の委員に対して守秘義務を課しているものである。  
なお、守秘義務違反については、罰則を設けている。（条例第66条）

## 第51条 審査会の調査権限

- 第51条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
  - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
  - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

### 【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項

本項は、いわゆるインカメラ審理（開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議すること。）の手続を定めたものである。

審査会において、諮問実施機関の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が開示決定等に係る保有個人情報を実際に見分することが有効であることから、審査会が開示決定等に係る保有個人情報についてインカメラ審理を行うことができることとした。

- (1) 「必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該事案に対して迅速かつ適正に判断を行うために必要であると認めるときをいう。
- (2) 「保有個人情報の提示を求めることができる」とは、審査会委員に保有個人情報を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させ保管することまでの権限を与えるものではないが、諮問実施機関の判断により提出することも可能である。
- (3) 「何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。」

審査会に提示された保有個人情報は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該保有個人情報の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不相当である。このため、何人も、審査会に対して、提示された個人情報の開示を求めることができないことを明記したものである。

#### 2 第2項

諮問実施機関は、審査会が「必要であると認めるとき」には、開示決定等に係る保有個人情報の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定したものである。

### 3 第3項

- (1) 「保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料」

一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、審査会の審議に際し、不開示の保有個人情報と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類(ヴォーン・インデックス)を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示(特に部分的な不開示)とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

- (2) ヴォーン・インデックスを求める時期、特に当該保有個人情報を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。また、「審査会の指定する方法」については、保有個人情報には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するという趣旨である。

### 4 第4項

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、相当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めるなどの調査ができることを定めたものである。

- (1) 「相当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである(ただし、行政不服審査法では審理員がこの第三者を選ぶのに対し、本項では、審査会が選ぶ点が異なっている)。
- (2) 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見聞した事実であって、その者の持つ意見ではない。
- (3) 「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。
- (4) 「その他必要な調査」とは、諮問実施機関に対する口頭での説明要求、物件の提出要求、実地調査等をいう。

(参考)

- ・ 「インカメラ審理」とは、米国の情報自由法(FOIA)等により裁判制度等において認められている制度で、我が国においては、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続きの意味で使われる。

審査会において、実施機関の判断(開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなど)について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会委員が当該保有個人情報を実際に見分することが有効であることから、審査会がインカメラ審理を行うことができることとした。

- ・ 「ヴォーン・インデックス(Vaughn Index)」とは、アメリカン大学のロバート・G・ヴォーン教授が編み出した審理方法。

本条例では、審査請求の審理に当たって、審査会が不開示等の処分の適否を迅速かつ適正に判断出来るようにするために、当該保有個人情報又はその部分と細かな請求拒否の理由を、審査会の指定する方式により、分類・整理した書類を当該実施機関に作成・提出させ、諮問に係る処分意見の説明を聴く方式の意で使用している。

## 第52条 意見の陳述

**第52条** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

### 【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 書面主義の例外

審査会の調査審議は、その取り扱う事案の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（条例第51条参照）。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法第31条と同様の趣旨によるものである。

審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどには、事件の迅速な解決と審査会の全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はない。

#### 2 行政不服審査法による意見陳述との関係

本条の規定は、行政不服審査法第31条の規定による口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。したがって、審査請求人等は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、行政不服審査法第31条の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができる。

#### 3 第1項

「審査請求人等」とは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関のことである。（条例第51条第4項参照）

#### 4 第2項

「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、その立場は審査請求人又は参加人を補佐して発言できるにとどまるものと解される。

「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられる。

## 第53条 意見書等の提出

**第53条** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「意見書」とは事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。
- 2 意見書又は資料の提出時期については、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受取を拒否することができる。  
「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

## 第54条 提出資料の写しの送付等

**第54条** 審査会は、第51条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

### 【趣旨】

本条は、審査会において審査請求人等が主張を尽くすことができるように、審査請求人等が提出した資料等について、その写しを提出者以外の審査請求人等に送付する旨を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項

(1) 「意見書又は資料」とは、条例第51条第3項の規定により審査会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び条例第53条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」を指すものである。

(2) 「本条第1項及び第2項における「電磁的記録」は、「電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と規定しており、コンピュータ処理の用に供されるものと限定し、書面を送付することとしている。（録音テープやビデオテープは対象とならない。）

資料が音声や映像など電磁的記録として提供される場合も考えられるが、その場合は、どのような内容の資料であるかが分かる目録等を作成して審査請求人等に送付すれば足りる。

審査請求人等が実際に当該電磁的記録の内容を確認したい場合は本条第2項に基づき、改めて閲覧を求めることとなる。

(3) 「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。」とは、資料等を送付することにより、第三者の利益を害するのは適当でないことから、そのようなおそれがある場合には、送付を行わないこととすることで、第三者との利益調整を図っている。ここでいう第三者は、審査会に提出された意見書・資料にその情報が含まれる第三者であり、条例第24条が定める開示決定等に係る保有個人情報に自分の情報が含まれている第三者と同一であるとは限らない。

「第三者の利益を害する」とは、例えば、プライバシーを侵害したり、営業上の秘密を露顕させたりする場合である。



## 2 第2項

第1項は、審査会から資料等を送付することを定めるものであるが、第2項は、審査請求人等から審査会に対し、資料の閲覧を求めることができる権利を定めたものである。

この場合においても、資料等の閲覧により、第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合や、その他正当な理由がある場合には、その閲覧を拒むことができる。

なお、本項の閲覧請求権は、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

## 3 第3項

(1) 本項は、審査請求人又は参加人から閲覧又は写しの申出があった場合、第三者の権利利益を害することがないように、当該閲覧又は交付等に係る提出書類等の提出人の意見聴くことを原則義務付けたものである。

(2) 本項による意見聴取は、参考意見としての聴取であり、提出者に拒否権を与えるものではない。

(3) 「ただし、申審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、提出者の意見を聴くまでもなく閲覧申請等の申出に対する判断を審査会が行う事が可能な場合には、意見を聴く必要はないということである。

## 4 第4項

審査会は、本条第2項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないよう、その日時・場所を指定することができる。

## 第55条 調査審議手続の非公開

第55条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

### 【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

### 【解釈】

審査会の調査審議は、保有個人情報の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開とすることとした。なお、審査会の説明責任は、答申の内容の公表を通じて担保されるものと考えられる。

## 第56条 答申書の送付等

**第56条** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

### 【趣旨】

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

### 【解釈】

1 審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁決又は決定に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。

なお、答申は諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問実施機関に送付される。

2 公表するものを答申書自体ではなく、「答申の内容」としたのは、答申書には審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれているため、それを除いて公表するという趣旨である。

## 第57条 規則への委任

**第57条** この章に定めるもののほか、審査会の組織及び調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手續に関する細目的事項について、知事が規則で定めることができることとするものである。

### 【解釈】

本条の規定により沖縄県個人情報保護審査会規則(平成17年沖縄県規則第22号)が定められている。

## 第6章 雑則

### 第58条 適用除外

**第58条** この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和19年法律第53号）第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報（同法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。）に含まれる個人情報
- 2 第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報（前項各号に掲げるものを除く。）については、適用しない。
- 3 第2章、第3章及び次章の規定は、県の図書館、博物館その他これらに類する県の施設において一般の利用に供することを目的として保有されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

#### 【趣旨】

本条例の適用除外について、規定したものである。

#### 【解釈】

##### 1 第1項

本条は、基幹統計調査、一般統計調査に係る調査表情報、事業所母集団データベースに記録された情報、届出統計調査に含まれる個人情報については、一般に個人が識別されない形で処理され、使用されることを前提としているものであることや統計法において秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

##### (1) 第1項第1号

「統計法第52条第1項に規定する個人情報」とは、以下をいう。

- ア 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- イ 事業所母集団ベースに含まれる個人情報
- ウ 他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

##### (2) 第1項第2号

「統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査」とは統計法第24条に基づき県が行う統計調査をいう。

「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

##### 2 第2項

本項は、「行政機関個人情報保護法」の適用除外とされている保有個人情報については、本条例を適用しないこととしたものである。

同法の適用除外とすることが定められているものとして刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等がある。

これらの保有個人情報の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度に委ねることが適当であることから、行政機関個人情報保護法を適用しないこととしている。

したがって、このような個人情報を実施機関が保有している場合、国の個人情報保護制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

(参考) 行政機関個人情報保護法第45条第1項及び第2項

### 3 第3項

(1) 県立図書館その他これに類する県の施設又は機関において、県民の利用に供することを目的として保有されている文書に含まれる個人情報については、当該施設の資料の管理、利用に関する規則等に従うものであることから、第2章、第3章及び第7章の規定は適用しないという趣旨である。

(2) 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー
- ・ 消費生活センター
- ・ 公文書館

なお、適用除外とするのは、「一般の利用に供することを目的として」保有されている個人情報のみであって、当該施設であっても、行政事務等のため作成し、又は取得したもので一般の閲覧に供することを目的としないものについては、第2章、第3章及び次章の規定は適用されるものである。

## 第59条 苦情の処理

**第59条** 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条例は、実施機関が行う個人情報の取扱いに関する県民等からの苦情の申出について、実施機関は迅速かつ適切な処理に努めるべきことを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 実施機関が行う個人情報の取扱いは、個人の権利利益の保護と密接な関係にあることから、制度全般に関して広く県民等からの苦情を受け付け、制度運用の適正を期すものである。
  - (1) 自己の個人情報の取扱いに関する苦情だけでなく、広く実施機関が行う個人情報の取扱い全般にわたる県民等からの苦情の申出を受け付けるものとする。
  - (2) 苦情の申出の方法は、書面でも、口頭、電話でもよく、その形式は問わないものとする。
- 2 苦情の申出の内容が明らかでないときには、申出者に対して質問をし、その説明を求めるなどして、申出の内容の趣旨を確認し、その趣旨・内容に即した適切な処理を行うよう努めるものとする。
- 3 苦情の申出が軽微なものであって迅速な窓口処理ができるものについては、当該苦情の申出に係る担当課等又は行政情報センターにおいて誠実かつ迅速に処理するものとする。
- 4 苦情の申出の内容が個人情報保護制度の運営に関する重要な事項に係るものであって、当該苦情の申出に係る担当課等の窓口で処理することが適当でないものについては、行政情報センターと協議するものとする。

この場合において、行政情報センターが必要があると認めるものについては、行政情報センターで処理するものとする。
- 5 苦情処理簿の作成
  - (1) 行政情報センターで苦情の申出を受け付けた場合は、苦情処理簿を作成し、苦情の申出に係る担当課等に通知する。
  - (2) 担当課等において個人情報の取扱いに関する苦情の申出を受け付けた場合は、苦情処理簿を作成し、その写しを行政情報センターに送付する。
  - (3) 苦情の内容が条例第37条に定める「利用停止請求」の対象に該当し、かつ、苦情の処理によっては解決が図られがたいと判断される場合には、「利用停止請求」ができることを教示するものとする。

## 第60条 国及び他の地方公共団体との協力

**第60条** 知事は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

### 【趣旨】及び【解釈】

行政機関が行う個人情報の取扱いについて、個人情報の提供等に伴って個人の権利利益の侵害が発生することがないように、国及び他の地方公共団体と協力しながら個人情報保護制度を総合的に推進することとしたものである。

また、県は、本条例に基づいて事業者が取り扱う個人情報の保護対策を講じることとしているが、事業者の中には、広く県域を越えて全国的に事業活動を行っているものも多く、条例の効力には地域的な限界の問題もあることから、知事は必要に応じて国及び他の地方公共団体に対し協力を要請することとしたものである。

個人情報保護法第14条においても、国及び地方公共団体は個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力する旨を規定している。



## 第61条 運用状況の公表

**第61条** 知事は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることができる。  
2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

### 【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため、個人情報保護制度の運用状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。

### 【解釈】

公表は、県公報に登載することにより行うものとする。

## 第62条 委任

**第62条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は知事が定める。

### 【趣旨】

本条は、本条例を施行するに際して必要な事項を、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

### 【運用】

#### 1 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）の規定の例によるもの

- ・ 沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年教育委員会規則第2号）
- ・ 沖縄県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年監査委員告示第2号）
- ・ 沖縄県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年選挙管理委員会告示第9号）
- ・ 沖縄県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年人事委員会規則第10号）
- ・ 沖縄県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年労働委員会告示第1号）
- ・ 沖縄県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年内水面漁場管理委員会告示第1号）
- ・ 沖縄海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年海区漁業調整委員会告示第1号）
- ・ 沖縄県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年収用委員会規則第2号）
- ・ 沖縄県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年企業局管理規程第10号）
- ・ 沖縄県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年病院事業局管理規程第3号）
- ・ 公立大学法人沖縄県立芸術大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程（令和3年公立大学法人沖縄県立芸術大学規程第9号）

#### 2 実施機関が定めるもの

- ・ 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年公安委員会規則第5号）
- ・ 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年警察本部告示第2号）

#### 3 事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項

- ・ 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県規則第88号）
- ・ 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（平成19年7月20日公表）

## 第7章 罰則

**第63条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画及び電磁的記録を含む。次条において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報を提供することを処罰するものである。

個人の秘密を含む個人情報の保有は、実施機関による適正な行政の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、実施機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、県民の行政における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。

このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報を提供した（電子計算機処理可能な形で個人の秘密を漏らした）者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条第2項等）に加重して罰則を科すものである。

### 【解釈】

#### 1 構成要件

(1) 「実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者」

条例第11条及び第12条【解釈】参照

過去に「職員であった者」及び「従事していた者」も処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報の要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わらないからである。

(2) 「正当な理由がないのに」

本条の罪は「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。

- ア 利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合
- イ 法令等に基づき提供する場合
- ウ 条例第8条第2項に該当する場合

(3) 「個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書（公の施設の管理業務に関するものであって、図画及び電磁的記録を含む。次条において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」

ア 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られ

ないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう。

イ 「一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、電子計算機処理に係る個人情報のことである。マニュアル（手作業）処理に係る個人情報は、本条の罪の対象ではない。ただし、地方公務員法第60条第2項の罰則の対象となる。

電子計算機処理に係る個人情報に対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

ウ 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、電子計算機処理に係る個人情報の記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

電子計算機処理に係る個人情報を職員等が勝手に複製又は加工したものは、行政機関が組織的に保有しているものではないことから、本条例で定義する個人情報に該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

エ 「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したものも、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

#### (4) 「提供」

個人の秘密が記録されたデータベース等を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡してシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど、事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

## 2 具体例

本条の罪のとしては、職員（又は受託業者）が、個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複写して、不正に譲渡した場合が考えられる。

## 3 他罪との関係について

本条の罪と他罪との関係を整理すると、次のとおりである。

- (1) 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員である場合、地方公務員法の秘密漏洩罪（第60条第2項）と本条の罪は、講学上の法条競合（特別関係）の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法の秘密漏洩罪は成立しない。
- (2) 個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報は、通例では、業務に関して知り得た保有個人情報を含むため、そのような個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、条例第64条との観念的競合となる。
- (3) 条例第65条の罪を犯して実施機関の外部から収集した個人情報は、本条の個人情報には該当しないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

一方、条例第65条の罪を犯して行政機関の内部にある電子計算機処理に係る個人情報を収集し、当該個人情報を他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。

**第64条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報又は指定管理者が管理している文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

実施機関において保有されている個人情報は、行政の事務遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような保有個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては実施機関における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

### 【解釈】

#### 1 構成要件

##### (1) 「その業務に関して知り得た保有個人情報」

ア 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

イ 保有個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。

##### (2) 「保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」

ア 本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定したものである。

イ 「提供」については、条例第63条【解釈】参照

ウ 「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

(参考) 条例第12条（従事者の義務）との関係について

本条の罪の対象となる行為は、特に当罰性の高い行為である自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為とされており、不正な利益を図る等の意図が存在することを要件としている。一方、第12条はこのような意図が積極的に存在することを求めている。したがって、第12条に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあり得る。この場合であっても、第12条違反を理由として懲戒処分がなされ得ることから、公務の適正な執行の確保と保有個人情報の保護は可能である。

#### 2 具体例

本条の罪の例としては、実施機関の職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等

の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

### 3 他罪との関係について

本条の罪と他罪との関係を整理すると、次のとおりである。

- (1) 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の県職員である場合、保有個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、地方公務員法の秘密漏洩罪（第60条第2項）との観念的競合となる。
- (2) 条例第65条の罪を犯して保有個人情報に該当する個人の秘密を収集して、その秘密（保有個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

**第65条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

実施機関による個人情報の収集は、個人情報が行政の遂行に利用されることに対する県民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ県民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては県政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。

### 【解釈】

#### 1 構成要件

##### (1) 「実施機関の職員がその職権を濫用して、収集したとき」

ア 「実施機関の職員」については、条例第2条【解釈】3参照

なお、本条は、職権の濫用を要件としていることから、委託業務及び指定管理業務の従事者等を対象としていない。

イ 「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。

ここでいう「職権を濫用して、収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

ウ 「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。

既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない（その後、不正な目的での提供等があれば、条例第63条及び第64条の罪が成立し得る）。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

##### (2) 「専らその職務の用以外の用に供する目的」

ア 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。

イ 「専ら」とは、収集目的のほとんど全てが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

ウ 本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

(3) 「個人の秘密」

条例第63条【解釈】 1(3)参照

2 具体例

本条の罪の例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

3 他罪との関係について

公務員職権濫用罪（刑法第193条）との関係については、同罪は、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することを構成要件としているため、公務員がその職権を濫用して、人を介しないで収集する場合は同罪の対象とならない。人を介して収集する場合は、同罪の対象となりうる。後者の場合、同罪と本条の罪は観念的競合となる。



**第66条** 第50条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**【趣旨】**

本条は、個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものである。

**【解釈】**

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、条例第50条第7項において委員の守秘義務を課しているが、当該規定に違反した場合には、刑罰を科すことにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

**第67条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

**【趣旨】**

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

**【解釈】**

**1 「偽りその他不正の手段」**

「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。

**2 「過料」**

本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。

保有個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。